



木漏れ日 編集部

## 目 次

### 特集 農業・農村の新たな可能性を考える

- 農業・農村の新たな可能性を考える……………安藤 光義（4）  
農業分野での障害者の働く場の創出に  
向けた取組とその農業・農村への影響……………吉田 行郷（7）  
日本の田舎は宝の山～農村・農業の新たな可能性～…曾根原久司（19）  
食と農をめぐる新しい「市民的」潮流……………北野 収（29）  
農業の新たな可能性—農業の枠を広げることの意義…池上 甲一（40）

### 〔連載 農研機構研究機関からの成果報告〕⑬

- 直売所の切り花の売り切れ・売れ残りなどに  
対応する新技術の12通りの活用法……………吉田 晋一（48）

〔時評〕 漁業は平和を欲する——マスコミは国際対立をあおるなかれ……(KK)（2）

☆表紙写真 ひまわり畑（神奈川県座間市） 編集部  
「農村と都市をむすぶ」2016年8月号（第66巻第8号）通巻778号

## 漁業は平和を欲する——マスコミは国際対立をおおるなかれ



集团的自衛権を容認した安保法制が施行され、軍人だけではなく関連産業もそれにとまなう態勢作りを強いられている。その一つとして防衛省は二〇一六年度予算に

「海上自衛隊の予備自衛官補」として民間船員二一名を採用するための経費を計上している。これに対して「海員不戦の誓い」を掲げる全日本海員組合が抗議声明を出し、それが同組合のホームページの冒頭に掲載され続けている。それによれば、先の大戦において徴用された民間船員の死者は六万人を超え、「軍人の死亡比率を大きく上回」ったという（「民間船員を予備自衛官補することに断固反対する声明」二〇一六年一月二十九日）。この声明を読むと船員にとって平和が必須であることがよく分るが、海を職場とする漁業もまた平和を要件とする産業である。とはいえ現実には、それを脅かす動きが内外に顕著である。中国の海洋進出は世界全体の外交努力の中で解決を図らなければならない大きな問題であるが、これに便乗していたさらに反中国熱をおおることも危険な動きである。産業の多面的機能の中に「国境警備機能」をうたう漁業にとって、この点は特に注意すべきことである。

日本と中国の間には一本の二〇〇カイリ線で漁場が区

分できず、両国がともに操業できる海域がある。二〇〇カイリ線を引くためには国境線を確定しなければならぬが、その結着を今後の世代に委ねた両国の知恵の結果であるが、この海域では両国の漁船が入り会って操業しているため、種々の摩擦が生じやすい。また国境線・二〇〇カイリ線が明確な海域においても、一九七〇年代までの日本漁船がそうであったように、国際法上で操業可能な海域を超えて操業したり割当量を超えて漁獲している外国漁船が少なからず存在している。

水産庁の年次報告文書である『水産の動向』（通称「水産白書」）はこの問題を含めて漁業における国際紛争について毎年言及しているが、今年五月に出された水産白書は以下のように冷静に事実を整理している。すなわち、両国間の協議の結果、「サンゴ密漁規制についての」合意された措置を着実に実施することにより、その後は中国サンゴ漁船はほとんど見られなくなるなど明らかな成果が上がっていることが確認されました」（一三八頁）。また日本が嫌っている（「日中暫定水域における」虎網漁船等についても、隻数を凍結し、今後削減すること等、前回実施した措置を引き続き実施することが合意されました」（一三九頁）。

しかしこうした冷静な記述では不十分とみてか、水産白書に関連した新聞報道の中には独善的な中国非難につ

なかりかねない報道が散見される。たとえば、「東シナ海

日本漁船ピンチ 底引き網 中国船が漁場占有」と題した朝日新聞の記事（六月九日朝刊）は、東シナ海を漁場とする日本の底引き網漁船が一九五〇年の八〇〇隻から今日の八隻に減った理由は中国漁船が漁場を占有して日本漁船が操業できなくなったことだとみなし、「中国漁船は数十隻から百隻ほどの船団が横一列になって漁をするケース」があるなどと極端な誇張を行って、「日本漁船は漁場を失う形になっている」ことを印象付けようとしている。以西底引き網漁船が、中国が遠洋漁船を保有できているいなかった時代に、その極端な乱獲によって資源を枯渇させ、減船策を通じて大量に撤退するにいたった事実には全く触れていない身勝手な記述である。また、賃金水準の相違など純経済的な理由によって両国の漁船の損益分岐点が大きく異なっていることの結果として、現在の水揚げ水準では中国漁船は採算がとれるので出漁し、日本漁船は採算がとれないので出漁を控えるという合理的判断がなされていることも無視している。「水産庁は先月、東シナ海の底引き網漁船を支援しよう」と、漁船の改良費用などを初めて補助することを決めた」という記述も不正確であり、大型漁船を対象としたいわゆる「もうかる漁業」施策の拡充によって漁船建造資金の補助は近年の水産政策の目玉になっているのであって、ここで

言及されている施策もその一環としてのものである。

こうした不正確で扇情的な記事によって両国民の間に不信感が堆積するようになれば、海上保安庁や軍隊の小競り合いから、取り返しつかない事態に発展する可能性が否定できない。両国それぞれのマスコミによって互いに相手に好感を持ってなくなった関係者同士が、現場において日本側は中国人を危険視し、中国側は戦前の民族的恥辱への復讐心に燃えているといった状況では、小さな衝突が大きな紛争に一気に発展しかねない。しかも小競り合いを制御して拡大させない役目を負わされているはずの自衛隊の中核では、田母上俊雄元航空自衛隊幕僚長のような超国家主義者たちが指揮をとっているという状況であれば、理性ある対応を日本側がとれるのかどうか、はなはだ心もとない。

ちなみに一世紀前の第一次世界大戦は戦争の経済的必然性などない中で、ごく短期で休戦にいたると思われながら、双方の軍隊指導部がともに「負けるわけにはいかない」、「戦局を有利にした後でなければ停戦できない」という判断を続けたために四年間にわたる大戦争になり、未曾有の犠牲者を出してしまったのである。国境問題等に関わる紛争に関しては、人々の理性に響き冷静な判断を可能にするように、歴史的経過を含めた目配りある議論を望みたい。

(KK)

## 特集

## 農業・農村の新たな可能性を考える

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

安藤 光義

農業・農村は単なる食料を生産する産業・空間にとどまらず、様々な可能性を有している。今回の特集ではその可能性について考えることが目的である。例えば、農業は多様な主体が参加することのできる場を創出することができるとし、農村に多くの主体を呼び込み、巻き込むことができれば新しい社会を再構成することもできる。

また、人間とは何かを私たちに気づかせてくれる重要な役割を農業は本質的に帯びており、そこから社会のあり方を根本的に変革していこうという動きも生まれようとしている。もとよりこれが正しいという解答は存在していない。そこで多面的な切り口を示すべく四人の方に執筆をお願いした。詳細は以下に収録した論文を読んでいただきたいと思うが、今回の特集の企画者の立場から、そのポイントと思われる点、新たな発見といえる点を、

はじめに簡単に記すことにしたい。

最初の「農業分野での障害者の働く場の創出に向けた取組とその農業・農村への影響」(吉田行郷論文)では、社会福祉法人等の農業分野への進出が増加している背景とそれが与えるインパクトを、具体的な事例に基づいて読み解いている。「障害者の行える作業が農業に沢山あり、彼らがそこで生き甲斐、やり甲斐をみつけられる」というのが農業活動への進出の原動力であり、これは包括的な社会の実現にも繋がる。しかし、現在、こうした取組は質的な社会変革だけでなく、地域の農業・農村を支える力量を有した量的にも重要な存在となっている点が注目される。後継者不在の果樹産地の下支えとして不可欠の存在となっている事例(ピアファーム)、試行錯誤を繰り返しながら生産能力を高めて農業経営として着

実に成長している事例（アゲイン）だけでなく、複数の主体が連携関係を構築しながら地域を変えようとしている事例（福井県あらわ市、宮城県松島町）も誕生していることは、企画者としては嬉しい驚きであった。質的に変化した経営主体が複数生まれると、単独での限界を突破することが可能となり、量的なインパクトを社会に与えることができるようになることだろう。こうした連携関係、社会システムの生成・構築に関する研究が一層深められることが期待される。

続く「日本の田舎は宝の山―農村・農業の新たな可能性―」（曾根原久司論文）は、二〇〇三年に山梨県北杜市須玉町の旧増富村に自らが立ち上げたNPO法人えがおつなげての農場での実践活動に基づく貴重な論稿である。「ススキの根がはびこる畑を耕し、その畑を軸にして都市と農村をつなぎ、人の流れを意識的に作ることで地域が活性化するしくみづくり」がその狙いである。自分の都合のよい期間だけ参加できる「登録制の農村ボランティア」制度で農地の開墾を行って人を呼び込んで活動の基盤を整えた後、都市の企業との交流へと拡げ、そこから「間伐材などの山梨県産材を、山梨県、大手不動産会社グループ、えがおつなげての連携において製品開発」が生まれている。また、地元の食品会社を巻き込むことで「北杜市の地大豆として昔から親しまれてきた青

大豆」の栽培が始まり、それをういた和菓子づくりも行われている。様々な主体との関係を構築すれば農村地域は起業の可能性があることを示す事例であり、曾根原氏も「自身のような「起業家」の役割を強調し、後続の登壇に期待を寄せている。こうした取り組みは農村を閉じた空間として捉えるとともに農林業という一次産業だけで成り立たせようというこれまでの固定観念を打ち破り、地理的な境界を取り除いて様々な主体がそこに入り込みながら活動する場として農村を捉え、それに基づいた農村地域経済を構築していこうという考え方に繋がっていくと思う。その鍵を握っているのが「起業家」ということなのである。

「食と農をめぐる新しい「市民的」潮流」（北野収論文）は、地域支援型農業（CSA）などの「シビック・アグリカルチャー」と呼ばれる食と農の営みの展開は、「政治権力も経済力も持たない大衆」というよりも、政治的存在としての「市民」と呼ぶべき人々の「抗い」であり、「実践的な代案（食と農のローカリゼーション）」を伴った静かな抗いであるとし、そこに社会変革の芽を見出そうとしている。「国家や地方行政における「統制」原理、市場経済による「競争」原理のいずれにも埋没しない、自発的かつ相互扶助的な「友愛・共生」原理が人間の営み、社会に埋め込まれた経済の復権にとって

必須」なのである。アーバン・アグリカルチャーも単なる都市農業に矮小化されてはいけない。それは「人々の生存戦略であり、安全安心な食料を可能な限り自分の手で自給しようという、グローバル・フードシステムとその軍門に下った金権国家に対する抗い」として評価すべきなのである。この批判的視点はカール・ポランニーに遡ることができる。市場が人間社会の隅々までを飲み込み、自然や生命さえも資本が包摂し尽くそうとしている現代における「人間社会の自己防衛機能」の顕れがシビック・アグリカルチャーであり、アーバン・アグリカルチャーなのである。そうした動きが起らない日本社会に対して本稿が発する「末期的なのは政治家だけではない、衆愚化しつつある私たち「大衆」そのものではないか」という問いかけを私たちは噛み締める必要がある。

最後の「農業の新たな可能性―農業の枠を広げることの意義―」（池上甲一論文）は、「商品としてのコモディティ生産に特化し、効率性の向上に判断基準」を置いていくような農業の枠を広げていくことの必要性を説き、「労働弱者として捉えられているさまざまな主体も関与しえるもの」にし、「大きく儲けることはできなくても、仕事として成り立つような小さな「農業」の集合体」を育てていくことの重要性を指摘している。ここでいう「集合体」は吉田論文が紹介している複数の主体の連携関係

の構築を想起させる。また、「医療の主体化」「医療自治」「地域包括ケア」などの動きを背景に設立された医福農連携研究会は緩和ケア、ホスピスにおける農的価値に注目し、農業の究極的な目的とは「人びとの福祉（ウェルビーイングとしての福祉）水準を高めること」にあるとしている。労働力である前に人間である私たちが生きることの意味を、農業を通じることであらためて考えなおすことができるかもしれない。現代社会における「人間社会の自己防衛機能」を発露させ、生命としての主体性の回復に農業は寄与する可能性を有しているということなのだろう。

# 農業分野での障害者の働く場の創出に向けた取組とその農業・農村への影響

農林水産政策研究所  
企画広報室長

吉田 行郷

## 1 はじめに

近年、農業サイドと福祉サイドが連携して農業分野で障害者の働く場、居場所を作ろうとする取組み（以下では「農福連携」という）が進展しており、①社会福祉法人等<sup>①</sup>が農業生産法人を立ち上げたり、認定農業者として認定される動き、②農業生産法人が障害者福祉事業所を立ち上げる動き、③企業等が特例子会社<sup>②</sup>や障害者福祉事業所を開設し、障害者を雇用して農業に本格参入する動きもみられる。そこで、本稿では、こうした農福連携が進展することで、どのようにして農業分野で障害者の働く場、居場所が生み出されているかを明らかにするとともに、こうした取組が行われることによる農業・農村への影響についても併せて紹介することとしたい。

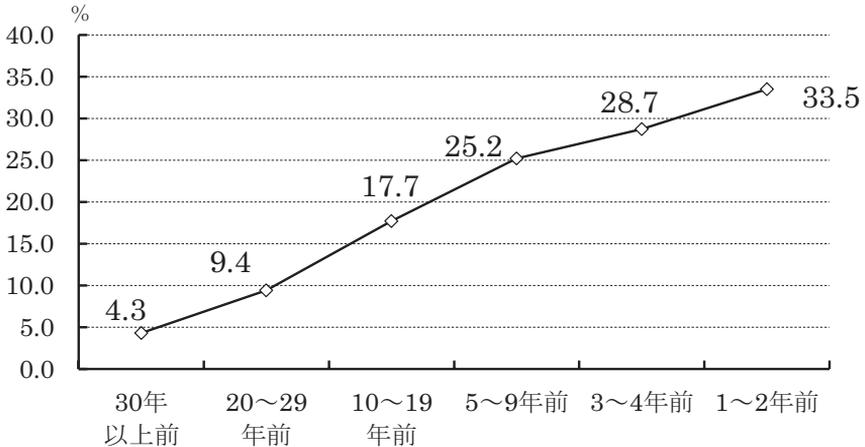
## 2 全国的にみた農業分野での障害者の就労状況

日本セルブセンターが平成二六年一〜二月に実施した

アンケート調査によれば、社会福祉法人等の三四％で農業活動を実施しており、その推移をみると、近年、農業活動を行っている施設が着実に増加していることが分かる（図1）。

また、同アンケート調査によれば、農業活動を実施している施設では、三〇a未満の経営規模の施設が五二％を占めているが、五ha以上の施設も五％ある（平均経営規模は一・二六ha）。また、農業活動の年間売上高が一〇〇万円未満の施設が四六％を占めている一方で、一、〇〇〇万円以上の施設も一〇％ある（平均は三七五万円）。このように農業活動をしている施設は、自給的な農業活動にとどまっている施設と収益事業として本格的に農業に取り組む施設に二分されていることが分かる。そうした中で、既に農業法人を立ち上げた施設が二％あり、立ち上げを予定、検討している施設も一〇％ある。さらに、同アンケート調査によれば、「今後、農業活動をやりたい」という社会福祉法人等が一三％あることや

図1 障害者福祉施設における農業活動実施組織の割合の推移



資料：特定非営利活動法人日本セルフセンター「農と福祉の連携についての調査研究報告」（平成26年3月）

注1：特定非営利活動法人日本セルフセンター等に登録している全ての事業所1,696に対して実施したアンケート調査に結果である（有効回答数832、有効回答率49.0%）

注2：数値は、農業を取り入れている施設の割合を、開始年次の古い順から累計したものである。

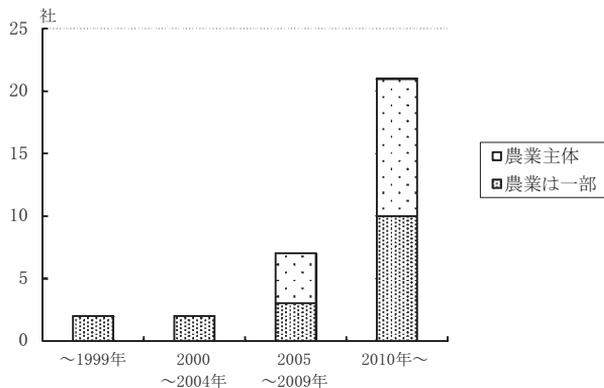
引き受け手のない農地が増加していることを踏まえれば、今後も、社会福祉法人等の農業分野への進出は増加すると見込まれる。なお、生産している農産物については、野菜が七九%と圧倒的に多い。

また、同アンケート調査により、社会福祉法人等が農業活動を始めた理由を見ると、「障害者に多様な作業をしてみることが可能なため」五〇%、「障害者の生き甲斐、やり甲斐のため」四三%、「新しい職域開拓のため」三四%、「障害者に適した作業のため」三三%と続いており、障害者が行える作業が農業に多くあると期待して農業活動を始めることが分かる。

実際に、同アンケート調査により、障害者が行っている作業をみると、草取り（八七%）、収穫（八一%）、定植（五六%）、運搬（五一%）、袋・パック詰め（五一%）、施肥（四九%）、播種（四六%）、苗作り（三七%）と多様な作が行われている。さらに、農業活動をしている施設の二〇%が農家等から農作業を受託しており、四四%が農産物の加工・販売等にも取り組んでいる。

一方、企業による障害者雇用の一形態である特例子会社でも、近年、農業分野に進出している会社が増加しており（二〇一五年六月一日現在、全特例子会社四二二社の八%に当たる三二社）、特に農業を経営の中心に据える特例子会社が増加傾向にある（図2）。その経営内容

図2 認定年別にみた農業分野に進出している特例子会社数



資料：筆者が各社のホームページ等から集計した結果である。

を見ると、以前は水耕栽培が多かったのが、二〇一〇年の農地法改正を受け、露地野菜・施設野菜に取り組む施設も増加している。法定雇用率を達成している企業が五割に満たないことや、法定雇用率がさらに引き上げられることが決まっていることから、

こうした特例子会社の農業分野への進出も増加すると見込まれる。

さらに、二〇〇六年に施行された障害者自立支援法に基づき、同年に企業による障害者福祉事業所の第一号が認定されて以降、企業や生活協同組合による福祉事業所の設立が増加している。そうした中で、二〇一〇年以降、農業分野で障害者雇用に取り組む事業所も増加してきている。二〇一五年度までに農林水産政策研究所が実施した調査の中で、企業や生活協同組合が立ち上げた障害者福祉事業所が少なくとも一一事業所あることが把握されている。

### 3 具体的な事例の紹介

以上のように、社会福祉法人等の多くが、障害者の行える作業が農業に沢山あり、彼らがそこで生き甲斐、やり甲斐を見つけられると期待して農業活動を始めている。この点は、事例調査を行った農業分野に進出した特例子会社や企業や生活協同組合によって立ち上げられた障害者福祉事業所でも同様であった。

そして、そうした期待から、農業活動を次第に本格化させた結果として、認定農業者や六次産業化認定事業者となるなど、地域農業の重要な担い手になりつつある社会福祉法人等も相次いで誕生しており、また、農業生産

法人と企業出資の障害者福祉事業所とが連携することによって障害者雇用を本格化させる事例も出てくるなど取組方も多様化している。

以下では、そうした取組の中から具体的な事例を四つ紹介し、それぞれの活動が地域の農業や農村社会にどのような影響を及ぼしているのか明らかにする。

#### (1) NPO法人「ピアファーム」(福井県あわら市)

NPO法人「ピアファーム」は、当時障害者の就労活動の一つとして積極的に農業を取り入れていた社会福祉法人「コミュニティネットワーク福井」から二〇〇八年に独立する形で、設立された。その際、果樹栽培の作業を農家から受託するより、自分達で果樹経営を行った方が収益を上げられるとの判断から、独立を機に、果樹栽培を障害者の活動の中核に据えることを決定している。

当初は、近隣の農業生産法人が受託していた梨栽培の作業を譲ってもらい、受託作業を行っていたが、梨栽培の作業委託をしていた農家から樹園地を借り受けて、自ら梨の生産・販売を行う果樹経営を職員三人と障害者二人とで開始している。その後、ビニールハウスによるブドウ栽培にも着手し、アスパラガス、にんじん、さつまいも等の野菜の露地栽培及びハウス栽培にも取組み、その栽培面積を次第に拡大していった。実際に、「ピア

ファーム」の経営耕地面積の推移を見ると、二〇一〇年には二・七haであったのが、二六年には七・三haにまで拡大している(表1)。

「ピアファーム」では、①近隣丘陵地で跡継ぎのない梨園を引き継ぐことで産地を継承し、②県内で生産の少ないブドウをビニールハウスで栽培することで新産地を形成し、③積雪が少ないことから、冬野菜の栽培が可能と判断し、野菜の周年作を実施している。

また、認定農業者となることで(二〇一一年)、福祉関係の補助金だけでなく、農業関係の補助金、融資も積極的に活用し、耕作放棄地となっている農地を上手く再生して経営面積を拡大している(二〇一三年までに二haの実績)。また、地産地消を推進する農産物直売所の経営を行い(二一〇戸の農家等と契約)、梨、ブドウを活用した商品開発、観光ブドウ園の開設により収益性を高めている。

このような経営規模の拡大と経営上の工夫により、二〇一四年度には、ピアファームが生産している農産物の総販売金額二千百万円、農産物直売所等での販売金額一億一千万円を実現している(表1)。障害者が仕事の報酬としてもらう工賃<sup>④</sup>についても、ピアファームは継続支援B型事業所<sup>④</sup>(以下「B型事業所」という)であるが、二〇〇八年の二万三千円/月から二〇一四年には四万三千円/月にまで増額させており、B型事業所の全国

表1 ピアファームの経営面積、農産物販売金額等の推移

(単位：ha、千円)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 (見込)
経営耕地面積	2.7	3.7	4.5	6.5	7.3	7.3
農産物販売額(自家生産)	7,443	11,259	15,862	18,321	21,115	26,150
農産物直売所等販売額	15,867	17,081	24,594	42,266	109,533	229,210

資料：ピアファーム作成資料より。



〈ビニールハウスによるぶどう栽培〉



〈農産物直売所を兼ねた事務所〉

平均一四、四三七円/月(二〇一三年度)を大きく上回っている。

そして、こうした経営を実現した結果として、二五人の障害者、二七人の職員(うち九人は臨時職員)の働く場を地域内に創出し、梨園の経営継承、耕作放棄地の再利用、直売所の運営による地域の農家が生産した農産物の販路拡大といった面で地域農業の維持にも大きく貢献している。

(2) NPO法人「アゲイン」(兵庫県明石市)

NPO法人「アゲイン」は、二〇〇八年に、野菜生産を行いつつ、そこにニートや引きこもりを受け入れる支援事業を開始している(現在も年に二〜三人の受け入れ)。さらに、二〇一〇年からは障害者の受け入れを本格化させて、現在は、障害者六五人と職員二〇人が所属する継続支援A型事業所<sup>5)</sup>(以下「A型事業所」という)とB型事業所で構成される大規模法人となっている。また、二〇一三年から農業生産法人「アゲインファーム」も併せて設立している。農業部門である「アゲインファーム」では、当初、〇・七haの経営面積からスタートし、二〇一六年五月現在七・五haにまで規模を拡大し、露地とハウス二棟を組み合わせ、珍しい野菜も含めて一五〇種以上の野菜を生産している。また、自ら生産した野

菜を調整・出荷するための施設も運営しているほか、パン工房でパンの生産販売も行っている。

なお、「アゲインファーム」では三五人の障害者が担当職員九人と共に、農業に従事しているが、七人の職員のうち五人が兵庫県立農業大学の出身者であり（最年長者が二五歳）、こうした農業を志向する若者達が、障害者と向き合いながら、共に農業を行っているのが大きな特徴となっている。

具体的には、各農場担当職員が、それぞれ六〜七人の障害者と一緒に班を組み、班長として、それぞれが担当する野菜について（例えばA班は水稲専門、B班はニンジン中心、C班は軟弱野菜中心といった分担を行っている）、試行錯誤を繰り返しながら生産技術を身につけ、生産能力を高めてきている。こうした生産技術に裏付けされて、沢山の種類の野菜を高品質で生産できるようになったことが、他の野菜作農家との差別化を可能にし、野菜専門の販売店や近隣の直売所、首都圏のレストラン等から高い評価を受けて、それぞれとの契約栽培を実現している。また、地元市場の仲買業者にも買い付けられ、地元の食品スーパーにも卸されている。こうした生産・販売の努力により、「アゲイン」の野菜の販売額は、二〇一一年の三二二万円から、二〇一五年には四、八五二万円にまで増加している（表2）。「アゲイン」では、こ

うした販売額の増加を受けて、A型事業所では最低賃金以上の工賃の支払いを実現し（A型事業所の全国平均六九、四五八円/月（二〇一三年度）を大きく上回る一〇万円以上の人もいる）、B型事業所でも三〜四万円/月と、前述の全国平均を大きく上回っている。

「アゲイン」では、これまでも耕作放棄地を復元しながら経営規模を拡大してきているが、引き続きリタイア農家の農地を引き受け、経営面積を拡大させていく意向を持っている。

さらに、漬物の製造で六次産業化事業所としても認定され、今後は、自社で生産した野菜を原料とした漬物の製品開発とその販売にも取り組むこととしている。

そして、「アゲイン」でも、障害者六五人と職員二〇人の働く場を地域内に創出しているが、それだけでなく、農業大学校からの卒業生を職員として積極的に受け入れることで、地域農業の若い担い手の育成にも取り組んでいる。さらには、地域の耕作放棄地の引き受け、復元にも取り組むことで規模拡大を進めており、地域農業への貢献は大きい。

(3) (有) あわら農楽ファーム、(株) 農楽里 (のらり)

(福井県あわら市)

(有) あわら農楽ファームと(株) 農楽里 (のらり)

表2 アゲインの野菜販売額の推移

(単位：千円)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
野菜販売額	1,468	3,213	7,881	15,854	23,522	48,520

資料：NPO法人「アゲイン」作成資料より。



「アゲインファーム」の皆さん  
(写真提供：NPO法人「アゲイン」)



「アゲインで生産されている多種の野菜」  
(NPO法人「アゲイン」のホームページより)

の連携による農業分野で障害者の働く場の確保に向けた取組のきっかけは、障害者の就労の場を拡大しようと社会福祉法人「C・ネットふくい」のあわら事業所が一九九八年から農業を始めたことによる。その後、農業を本格的にやるためには、農業生産法人になる必要があるとの認識から、二〇〇一年に「C・ネットふくい」あわら事業所より(有)「シーネット坂井」(A型事業所)が独立し、農業生産法人となっている。この時、あわら事業所で農業に従事していた障害者は、「シーネット坂井」に「施設外就労」という形で農作業を行うために出かけて、作業受託料金を得るといふ関係を構築していた。その

後、「シーネット坂井」では、周囲のリタイアする農家から農地を借り上げ、順調に規模拡大を進め、二〇〇八年には水田経営規模が三〇haを超えるまでになっており、二〇〇六年には認定農業者として認定されている。農産物及び農産物加工品の販売額も順調に拡大し、現在は、六千万円を超えている。

しかしながら、二〇〇八年から二〇一一年にかけて、米の乾燥調整施設の整備、食品加工・調理施設の整備、観光いちご園の整備と六次産業化を進めていく中で、次第に専門的な仕事、高度な技術が必要な仕事が増えてきた。このため、「シーネット坂井」では、単に、福祉事業所から「施設外就労」の形で来た障害者に農作業を行ってもらうのではなく、二、三年の経験を経て、知識・技術を習得し効率的に農作業やその他の作業をこなせる人材を確保し、育てるため、自らA型事業所である(株)「農業里」を二〇一三年四月に立ち上げた。また、「シーネット坂井」自体も同年一月に、(有)「あわら農楽ファーム」に改称している。

(有)「あわら農楽ファーム」は、現在、五人の社員により、①二八haの水稲生産(うち一一haは加工用米)、②四・八haの畑で、露地野菜(一・〇ha)、施設園芸(一・五ha)、大豆・そば生産(二・三ha)、③一〇aの三連棟大型ハウスで観光いちご園を経営するほか(雪の降る

福井県下では初の取組み)、④農産加工施設において、餅製品(かきもち、あられ)、柿製品(あわせ柿、あんぼ柿)を製造し、⑤米の乾燥・調整・精米施設において、精米と玄米の生産も行っている(図3)。これに対して、新たに立ち上げられた(株)「農業里」には、一〇人の障害者と四人の職員が属し、①自社事業としての柿の栽培・販売(面積一・六ha)、②「施設外就労」の形で「あわら農楽ファーム」の作業を受託して作業料金を得ており、これらにより障害者の工賃として七万七千円〜一万円/月を支払っている。

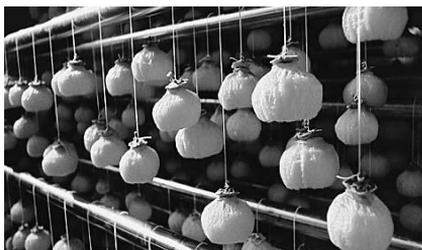
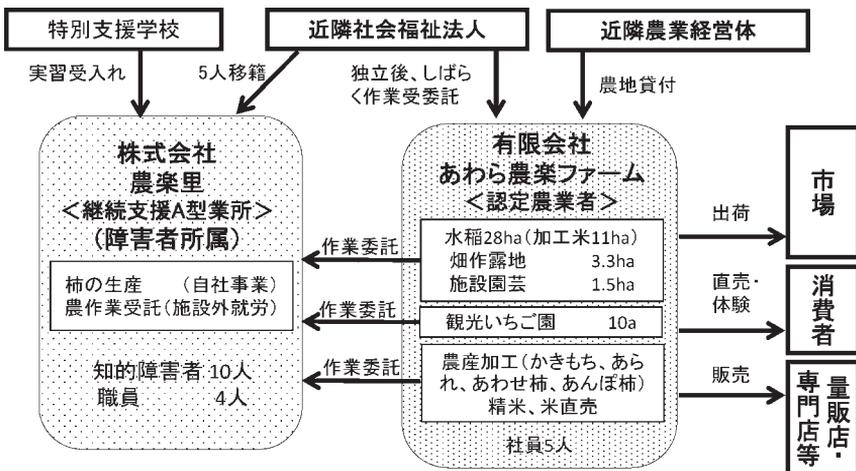
今後もしタイアする農家から農地を引き受けることしており(二〇一五年だけで二・五ha増加)、そうした規模拡大、いちご園での障害者の活用(現在は、いちごが実る前の作業のみ障害者が実施)によって、地域農業の維持に貢献しつつ、現在の一八人の雇用の場にとどまらず、さらに障害者の働く場の拡大を目指している。

#### (4) (株) あすファーム松島、(株) アイエスエフネット

##### トライフ松島事務所(宮城県松島町)

農業分野で障害者の働く場を確保して、そこで障害者の一般就労に向けた就労支援を行いたい企業(株)アイエスエフネットと東日本大震災の被害を受けた地域農業を再興させたいJAせんだいとが連携し、地域の農家二

図3 (株)農楽里と(株)あわら農楽ファームとの関係図



〈あんぼ柿の製造〉



〈観光いちご園のいちご〉



〈観光いちご園内の様子〉

二戸と(株)アイエスエフネットが出資する形で農業生産法人(株)あすファーム松島が二〇一四年一月に設立されている。また、同時にA型事業所と就労移行支援事業所<sup>(6)</sup>(以下「移行支援事業所」という)から成る障害者福祉事業所(各一〇人で合計二〇人の定員)(株)アイエスエフネットライフ松島事務所も立ち上げられた。

そして、そこに所属する障害者が、(株)あすファーム松島に通って農作業を行う仕組みを構築している(障害者二〇人のうち七人が農業を仕事の中心にした農業班に所属)。このような仕組みとしたのは、「一戸の農家に障害者の受け入れてもらう形で、農業分野での障害者就労を実現しても地域から浮いてしまうのではないか」との危惧から、地域の農家全員に出資してもらった農業生産法人で障害者に働いてもらうことで、「地域全体で障害者を受け入れた」という形を作ることに成功している。

(株)あすファーム松島では、二〇一五年九月現在、従業員一〇人(正社員五人)で、現在三・五haの経営面積(水田一・一ha、畑地二・〇ha、ブルーベリーの観光農園〇・四ha)を使って、米のほか、四〇種類以上の野菜を露地と施設で栽培している。また、農産加工品の製造企業とも提携して、農産加工品への原料供給と加工品の販売にも取り組んでいる。こうした多様な農作業、農業関連作業を作り出し、それらの作業が、(株)あすフ

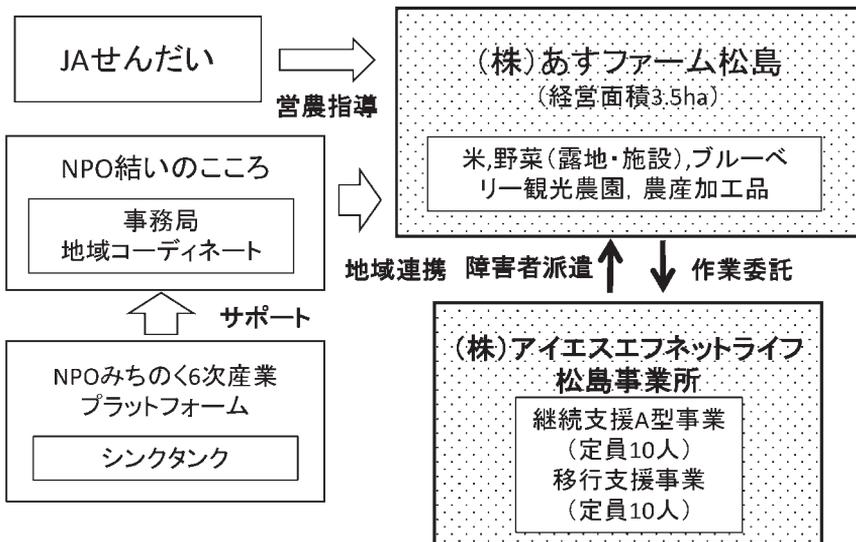
ーム松島から、福祉施設である(株)アイエスエフネットライフ松島事務所に委託され、通常は施設の職員二人(地域の農業者を職員として雇用)と農業班の障害者七人が組んで施設外就労の形でそれらを実施している(収穫で忙しい時などは、二〇人全員が農作業にできることもある)(図4)。(株)アイエスエフネットライフ松島事務所に所属している障害者は、(株)あすファーム

松島で働くだけでなく、松島町の役場を通じて要請があれば、訓練の位置付けで農家の手伝いにも出向いている。こうした作業を行うことで、A型事業所に所属している障害者は時給で七三〇円、一〇万円/月の賃金が支給されており、移行支援事業所に属する障害者には工賃として每日一、〇〇〇円が支給されている。

どちらに所属している障害者にも最終的には企業就労をしてもらう就労訓練という位置付けで仕事をしてもらっている。このような形で就労訓練として農作業を行った結果、二〇一四年度〜二〇一五年度にかけて六人の障害者の一般企業への就労を実現している。

このように、地域内に障害者も含めて二三人の雇用の場を創出するだけでなく、障害者の企業就労に取り組むことで、障害者の雇用の場を地域内に新たに生み出すとしている。さらには、地域の農家二二人による農業生産法人の組織化、地域ぐるみでの障害者の受け入れを実

図4 あすファーム松島を中心にした連携の関係図



〈ハウスにおける作業風景〉



〈ビニールハウス内〉



〈収穫されて出荷を待つ野菜〉

現することで、地域の農家の障害者に対する理解促進にも大きく貢献している。

#### 4 おわりに

以上、農業分野で障害者の働く場を創出しようという取組んだ結果、農業に本格的に取り組むようになった社会福祉法人等（ピアファーム、アゲイン）、農業生産法人（あわら農楽ファーム、あすファーム松島）に併設された障害者福祉事業所（農業里）及び企業出資の障害者福祉事業所（アイエスエフネットライフ松島事務所）を紹介してきた。いずれの事例も、単に障害者の精神や健康の維持・向上のため、あるいは障害者の賃金や工賃を引き上げるためだけに農業をするというのではなく、リタイアする農家からの農地を引き受けたり、伝統的な産地を継承することで、あるいは新たな農産物を地域に導入しようとしたりする動きを通じて、地域農業を維持・発展させる重要な担い手として、地域に大きく貢献していた。こうした地域農業にも貢献する優良事例を増やしていくためには、障害者や障害者福祉制度に精通した福祉関係者だけでなく、農業関係者の理解も得て、農業技術の取得、農業に精通した人材の確保、農地の斡旋、農業機械や施設の貸与といった面での協力を得ることで、農業サイドと福祉サイドが一丸となって、地域の農

業や障害者を巡る事情に応じた農福連携の取組を推進していく必要がある。

注(1) 本稿では、障害者の就労支援等を行っている社会福祉法人および障害者福祉に関する社会福祉事業を行う特定非営利活動法人のことを言う。

(2) 企業では、従業員数の二・〇％以上（法定雇利用率）の障害者を雇用することが義務化されているが、雇用環境を整備するなど一定の要件を満たしていると認定された「特例子会社」を設立すれば、そこで雇用了た障害者を親会社の障害者雇用の実績としてカウントできる。

(3) いわゆる障害者の賃金のようなもので、わが国の障害者福祉施設では、働く障害者（入所者）が仕事で収益を生んだ場合、その一部分を「工賃」として支払うことが義務づけられている。

(4) 一般企業や後述のA型事業所のように、雇用契約では働けないものの、安心できる環境の下で障害者が作業や生産を行う福祉施設のこと。

(5) 一般企業で働くのは難しいが、障害者が雇用契約を結んで最低賃金以上の賃金をもらって働く障害者福祉施設のこと。

(6) 一般企業への就職を目指した就労訓練の一環として、障害者が作業や生産活動を行う障害者福祉施設のこと。なお、移行支援事業所の工賃の全国平均は二一、八九八円／月（二〇一三年度）となっている。



瑞牆山と増富集落

# 日本の田舎は宝の山 〜農村・農業の新たな可能性〜

NPO法人えがおつなげて代表理事 曾根原 久司

## ◆限界集落での取り組み

私が代表を務めるNPO法人えがおつなげては、山梨県北杜市須玉町の旧増富村という山間集落で活動を行っている。日本百名山に数えられる「瑞牆山」を望む旧増富村は標高一、〇〇〇mを超える高原地帯。日本有数のラジウム温泉の増富ラジウム温泉があり、全国から湯治に来る方も多い。そんな旧増富村は、かつては街道の通過点として栄えた土地であった。農林業といった産業も盛んな地域であった。しかし、高齢化が進み、いつしか高齢化率も約六六％（二〇一五年）となってしまった。

また、高齢化に伴い農業の衰退も進み、耕作放棄地も年々増えてしまった。そして現在では耕作放棄率が五〇％を超えてしまった。加えて、安価な輸入材の台頭によって林業も衰退し、その結果、地域の産業は衰退し、地域の若者が地元から都会へ出て行ってしまったのだ。この旧増富村は、いつしか、いわゆる「限界集落」となってし



開墾ボランティア

まったのだ。

この増富地域にNPO法人えがおつなげての農場ができたのは、二〇〇三年。目指したのは、スキの根がはびこる畑を耕し、その畑を軸にして都市と農村をつなぎ、人の流れを意識的に作ることで地域が活性化するようにみづくりである。山梨県の耕作放棄地は現在三二五二ヘクタール（二〇〇五年度農業センサス）だが、どの自治体でも悩みの種となっているこの耕作放棄地を逆に農村の有益な資源として捉え、農村と都会を結びつける取り組みをスタートした。

しかしこれをスタートする際、法的にクリアしないといけないこととして、農地法の問題があった。その当時NPO法人では農地を借りることが出来なかったためだ。そのため、地元の自治体（須玉町）と協議し、構造改革特区を内閣府に申請することを検討した。結果、NPOへの農地貸付に関して、須玉から内閣府の特区推進室に申請し、二〇〇三年に特区第一号として認定された。これによって、NPOでも正式に農地貸借が可能となった。

#### ◆限界集落と都市をつなぐ開墾ボランティア

都市の若者たちの「農に関わりたい」という思いは、農業ブームと言われる昨今話題になっている。そこでま



開墾前の耕作放棄地

ず、その若者たちの受け皿を作ることから始めた。登録制の農村ボランティアというしくみを作り、農場で手伝いが必要な期間、いつでも訪れることができるようにした。ボランティアは、自分の都合のよい期間だけ参加することができる。食事と滞在施設（みずがきランド）は無料で提供とした。交通費は自前で参加するにも拘わらず、週末のみでも一週間でも大丈夫というゆるやかなしくみが都市のニーズにマッチし、年間約五〇〇名ほどの農村ボランティアが参加した。そのボランティアの主な作業が、耕作放棄地の開墾活動となった。それによって、約3haの耕作放棄地が、この開墾ボランティアの手によって農地に蘇った。さらに、そしてその後、二〇〇五年ごろからは、都市の企業と連携した、企業ファームの活動が拡大していくこととなった。

### ◆企業と農村をつなぐ企業ファーム

えがおつなげては、現在、さまざまな企業と連携して、都市と農村をつなぐ活動を行っている。まず、大手不動産会社との活動を紹介する。

二〇一六年二月、純米酒の新酒お披露目バスツアーが開かれた。ツアーの目的地は、純米酒を仕込んだ山梨の酒蔵。参加者は、原料になる酒米の田植えや稲刈りの体験に参加した方を中心に東京から約四〇人。酒蔵に到着



開墾後の棚田

後、まずは酒蔵見学。日本酒の醸造過程の説明を酒蔵の内部を見ながら聞いていただいた。その後、いよいよ今年の純米酒のお披露目となった。参加者自らが、酒米の田植えや稲刈りに関わってできた純米酒だけに、みなさん感慨深げに試飲していた。「うちの純米酒はうまいよね」などと、お互いに笑顔で話しながら。この酒米で、毎年、三、〇〇〇〜四、〇〇〇本の純米酒が誕生する。酒米を栽培する際、田植え、稲刈りの時には、東京で働くワーカーのみなさんにバスツアーに参加いただき、田植えや稲刈りの体験をしてもらった。こうしてできた純米酒は、東京の酒販店で販売されている。さらに、大手不動産会社グループの社員のみなさんに、お客さんに持参する営業ツールとしても活用いただいている。この純米酒は、発売直後、在庫がすぐなくなってしまうほどの人気商品となった。

この「純米酒プロジェクト」は、えがおつなげてが大手不動産会社グループと連携して進めている企業のCSR活動のひとつである。このプロジェクトを通じて、もともと耕作放棄となっていた棚田が復活し、再度水田としての活用が始まっただけでなく、純米酒という新たな商品が開発され、さらに酒米を栽培する増富地域の住民と、都会で働くワーカーのみなさんとの交流にも広がっていったのである。



棚田での酒米の田植え

さらに、大手不動産会社グループと連携し、増富地域の耕作放棄地を利用した交流プロジェクトを立ち上げた。大手不動産会社グループの管理するマンション居住者などのための田植えや稲刈り、野菜の収穫などの農業体験ツアーだ。このツアーは、とても人気のツアーだ。自然や土に接する機会が少なくなっている首都圏に暮らすマンション居住者にとってこのツアーは、しばし自然や土に触れることのできる憩いの機会となっているかもしれない。

またさらに、この企業と連携して、山梨県の森林資源の有効活用についての取り組みも始まった。間伐材などの山梨県産材を、山梨県、大手不動産会社グループ、えがおつなげての連携において、製品開発が始まったのである。またこの開発が行われる過程において、山梨県、大手不動産会社グループ、えがおつなげての間で、山梨県産木材の活用に関する協定が正式に締結された。この協定の締結後、カラマツの間伐材などの山梨県産材が、大手不動産会社のグループ会社が販売する一戸建住宅の梁材や床材として開発され、流通している。

このように、「農」で培った交流が「林」につながったのだ。今まで輸入材中心であった日本の家づくり、輸入材ではなく国産材を使用する流れが生まれたのだ。この製品の開発と流通によって、この大手不動産会社グ



大手不動産会社のグループ会社で開発された建材



大手不動産会社のグループ会社のモデルハウス

ループの住宅の国産木材化率は、現在では五〇%まで高まった。さらに、同じ国産材のなかでも、サステナブルな管理が行われている森林から産出されたことを証明するFSC認証材の使用比率を高めていくことも行なわれている。

次に、大手食品会社グループの活動を紹介する。限界集落の耕作放棄地を社員のみなさんに開墾していただき、蘇った農地に、トマト、とうもろこし、じゃがいもなどの野菜を栽培したり、ひまわりを栽培し、ひまわりオイルの試作を行ったりしている。ちなみにこの活動は、企業の社員研修として実施されている。農作業は、

社員間のコミュニケーション活性化やチームワーク形成の効果が高いのである。

次に、山梨で有名な和菓子製造販売している地元の食品会社の活動を紹介します。この食品会社は、安全な和菓子づくりを第一に、地産地消にこだわりを持つお菓子製造を行っている企業である。

このプロジェクトでは、北杜市の地大豆として昔から親しまれてきた青大豆を、地元の農場で、食品会社の社員のみなさんと一緒に栽培している。そして、そこで収穫された青大豆で新しい商品開発を進め、地産地消の和菓子づくりを行っ



大手食品グループの開墾後のひまわり畑



大手食品グループの開墾中

ている。その活動の結果、この青大豆を使用した人気の商品が開発されることとなった。

このように、企業と農村がさまざまな形でつながることによって、農業体験を通じたCSR活動、社員研修、商品の開発といった幅広い活動に広がっていったのである。

### ◆農村資源を都市のニーズとつなげて一〇兆円産業の創造を目指す

私は、日本の田舎の資源は、宝だと思っている。この思いは、農村に暮らす人なら、誰しにも通じる思いだと思う。また私は、この日本の田舎の宝の資源が上手に活用されたなら、一〇兆円ぐらいの国内産業が創出されるだろうと思っている。なぜなら、それぐらいの宝の資源の蓄積があるからだ。世界の先進国の中で、第二位の森林率を誇る森林資源。四〇万haにもなる耕作放棄地。地球一〇周分に匹敵する農業用水路。四季折々の美しい農村の自然景観。農村地域の暮らしの中で育まれた豊かな食文化等々。みな、すばらしい宝の資源だ。ただ、残念なことに、これらの資源が有効に活用されていない。しかし、もしもこれらの農村の資源に価値が与えられ、新しい商品となり有効に活用されたならば、私は、一〇兆円ぐらいの地域産業が創出されると思っている。私が考

える農村資源を活用した一〇兆円産業とその内訳は、以下である。

「六次産業化」による農業（三兆円）

農村での観光交流（二兆円）

森林資源の林業、建築、不動産等への活用（二兆円）

農村にある自然エネルギー（二兆円）

ソフト産業と農村資源活用の連携・情報、教育、健康、福祉、IT、メディア（一兆円）

私は、この五分野が、日本の農村の資源特性から考えて、有望な産業分野と考えている。また、森林、農地、自然環境などを活かす一〇兆円規模の産業が創出されることで、一〇〇万人の雇用創出が可能だと考えている。この文章の冒頭で、そのうちの「森林資源の林業、建築、不動産等」への活用の一例として、大手不動産会社グループと連携して進めているプロジェクトを紹介させていただいた。

この五分野のうち、近年大きな関心を集めているのが、農業の六次産業化である。念のため説明をすると、六次産業化とは第一次産業である農林漁業に、二次産業である加工、製造などを加え、さらに三次産業としてのサービス分野を掛けあわせて、1×2×3＝6で、六次

産業を起こしていこうという考え方である。現在、この六次産業は農村だけでなく、都会でも大変なブームとなっている。

### ◆バブル崩壊後の日本、地域

最後に、自己紹介をさせていただく。私は、現在、山梨県北杜市の農村地域に暮らしている。長野県との山梨県の県境の中山間地域である。現在、この地を拠点として、先に紹介したように都市と農村をつなぐNPO活動を行っている。しかし、もともと私は山梨の出身者ではなく、今から一八年前の一九九五年に東京から移り住んで来た都会からの移住者である。この地に移住する前は、東京で銀行、信用金庫などの金融機関を顧客とする経営コンサルタントの仕事を行っていた。一九九〇年ごろ、日経平均株価が四万円を突破するのではなどと騒がれたバブル期。その後、株価や不動産価格が下落しバブル経済は崩壊。私は、この延長上でおそらく、「日本の地域経済やコミュニティはがたがたになる」との危機感を深めていった。というのも、日本経済の軌跡をたどれば、都市の成長に対し、そもそも地域経済はいつも従属的で、しかも、そのいびつさが徐々に大きくなっていくと実感していたからだ。戦後、日本は貿易立国となり海外に工業製品を輸出することや、国内の旺盛な需要に応

える形で大量生産できる体制を整え、高度経済成長を達成した。地方はそうした労働者と工場の土地、食糧の供給基地となった。その後、金融緩和でバブル期を迎え、資産膨張効果とそれを内需につなげて経済成長を図ったときは、地方にゴルフ場やリゾートホテルができた。しかし結局、不良債権問題も発生させ、それらは破綻。その後、バブル経済崩壊後の景気対策として、大規模な公共事業投資が行われたが、思うように景気は回復せず、税収は伸びず、結果、国のみならず、地方の財政も悪化させることとなった。しかも、地方経済を下支えしたその公共事業投資も、国や地方の財政の悪化の中で減少を続け、地方経済を衰退させる要因ともなった。

一方で、バブル経済を経過することによって企業経営は高コスト体質になり、経済が停滞する中で、企業はコストダウンを迫られた。その対策が、リストラ、工場の海外移転だった。おりしも、中国の経済発展にエンジンがかかり始めた頃であった。結果、国内産業は空洞化し始め、高度経済成長期に立地した地方の工場などの海外移転も始まった。それが雇用問題を引き起こし、地方経済はさらに衰退していった。私は、東京で経営コンサルタントの仕事しながら、バブル経済崩壊の中で、これから地域社会にとっての有益となる何かが必要とされるだろうと強く思うようになった。なぜなら、この先、日



農村企業家研修

本経済を支えてきた製造業などが、新興国との競争で優位性を保てなくなるなか、下請け企業の多い地方は、安定的な雇用が危うくなることは目に見えているからだ。さらに、超高齢化の社会に向うなか、当然のことながら社会保障費は増加し、我が国の財政は厳しくならざるを得ない。そうなれば、地方に回る地方交付税なども縮小されるだろうし、そもそも自主財源の乏しい地方の財政はひっ迫してくることは必至だからだ。

◆今、農村に求められているのは、農村起業家

当時私は、きっと地方は今後、自立を求められるだろうと感じていた。そんな思いを抱きつつ、一九九五年、私は山梨県北杜市に移住し、それ以来、農村で活用されていない資源を生かす取り組みをしてきた。そのなかで、使われていなかった耕作放棄地や森林資源を活用して商品化し、世に出してきた。その中で常に気になったことがある。農村には資源が豊かにも増えなくてもかかわらず、活用されない資源がなぜこんなにも増えってしまったのかという点だ。日本の農村は、少子高齢化で担い手不足だと言われる。それがまずその大きな背景にあるだろう。しかし、減少したとはいえ地域に担い手もいるはずである。ではなぜ、その担い手は農村の資源を「活用する」担い手となりえなかったのだろうか。私は、活用さ

れていない農村の資源を生かすには、働き手としての役割だけでなく、「起業家」としての役割が必要だからだと考えている。農村にある資源を生かして起業をしていく、地域の「起業家」が不足していたからだと思うのだ。さらにいえば、農村では今まで「起業する教育」などもあまりなされてこなかったのだと思う。農村の資源の宝は豊富にあるのだから、農村における起業家としての役割が大いに期待される。この起業家の活躍によって、農村の資源が活用され、それによって新たな雇用の機会にもつながるからだ。

そんな問題意識のもと、私は全国のさまざまな地域で農村起業家を育てる研修活動を行ってきた。農村資源にどのような価値をつけ、商品化を行い、それをどのように流通させていくかといった農村資源のビジネスモデルづくりの研修である。かれこれ一〇年以上続けてきたので、これまで研修を受けた人たちは全国で五〇〇人以上になった。研修後、起業家となって事業を始めた人たちも数多い。その起業家たちが各地域で活動することによって、地域の資源が活用され、各地域に事業が生まれ、雇用も生まれてきている。

今後、農村をはじめとした各地方は、安定した雇用の場が求められてくるだろう。さらに、国内全体の課題としては、食糧の国内自給率の向上といったことが、農家

の高齢化や引退によって、さらにクローズアップされてくるだろう。そんな課題を思う時、農村資源を活用したこの農村起業家の創出の意味が、よりご理解いただけると思う。

参考文献

- (1) 曾根原久司「日本の田舎は宝の山 農村起業のすすめ」  
日本経済新聞出版社
- (2) 曾根原久司「農村起業家になる」日本経済新聞出版社

# 食と農をめぐる新しい「市民的」潮流

獨協大学外国語学部教授 北野 収

## 1 はじめに

貿易自由化を旗印に市場原理主義と際限なき利潤の極大化を求めるグローバル資本・多国籍企業が、人間の経済、生活、精神といったありとあらゆる分野での「管理」を強化しつつある。金権政治は政府をもコントロールし、政府は多国籍企業の利潤追求の露払いに徹することになり、ネオリベールネオコンの合流による現代版コーポラティズム国家が形成される。国家とメディアによって増幅されるナショナリズムや大衆操作的言説は、金権政治システムの潤滑油の役割を担う。食料・農業分野、フードシステムも例外ではない。

他方、世界各地で政治権力も経済力も持たない大衆——というよりも、政治的存在としての「市民」と呼ぶべき人々——の抗いがみられる。これはデモ等の抗議行動という意味ではない。実践的な代案（食と農のローカリゼーション）を伴った静かな抗いである。「代案なき抗

議は空虚である」と言ったのは、南部メキシコの先住民族コーヒー協同組合を組織し世界初の国際フェアトレード認証ラベルを提案したオランダ人司祭であった！。

このエッセイは、世界各地で静かに勃興しつつある食と農をめぐる新しい「市民的」潮流を概観し、末期的状況にあるグローバル資本主義体制下においても、決して「脱政治化」されない食と農のあり方を希求する人々が広汎に存在することを確認する。このことは、同じく末期的状況にある日本の食と農（というより日本の政治そのもの）、および、それにかかわる人々の姿を映し出し再確認するための「鏡」になると考えられる。

## 2 食と農をめぐる新しい潮流

一九九〇年代以降、北米の都市近郊を中心に後に「シック・アグリカルチャー」と呼ばれるようになった食と農の営みの展開がみられる。現在では地域支援型農業（CSA、後述）だけでも北米各地に一万二〜三千以上

が存在するといふ。Civic agricultureを直訳すれば「市民農業」「市民的農業」となるが、いわゆる市民菜園を想起させるこの直訳からはこの言葉と実践が意味する市民による政治的実践というニュアンスが全くでてこない。そもそも、ここでいうagricultureは食と農にかかわるあらゆる営みを包含しており「農業」と訳すことができない。したがって、シビック・アグリカルチャーと片仮名表記する以外にないのである。

端的に表現すれば、シビック・アグリカルチャーとは「より持続可能な農業とフードシステム」のための「新しい形態の農業や食料生産」のことである<sup>2</sup>。具体的には、ファーマーズ・マーケット、直売所、地域支援型農業、地元の小規模な食品加工業、都市菜園、学校菜園、地元農家と連携をするレストラン、これらのネットワークがシビック・アグリカルチャーに含まれる。これらが取り扱う農産品ほとんどはオーガニックである。読者は戸惑うに違いない。ファーマーズ・マーケットや直売所は日本にも至る所にあるし、産消提携や地場加工を含む六次産業化の取組みは日本の専売特許ではないか。なぜ、都市菜園やレストランが「農業」なのか、と。これに対する回答を理解するには、「農業」というレンズではなく、資本主義とグローバル・フードシステムに抗する市民社会というレンズで物事を捉えることが必要とな

る。

シビック・アグリカルチャーは農務省が所管する「農業」とは別次元の市民活動であり、CSAに関する一部の統計を除き、その全貌を数量的に把握することはできない。後述するアフリカ、北・中南米、西欧で勃興しつつあるアーバン・アグリカルチャーも同様である。

### 3 グローバリゼーションとローカリゼーション<sup>3</sup>

アメリカ農業史を概観してみたい。百年程前までは、アメリカの農村地帯では他の国々のそれと同様、自給自足および狭い範囲に限定された地場交易が行われていた。カール・ポランニー（後述）がいうところの経済の社会への埋め込みの状態である。男女間で多少の違いはあるにせよ、家庭内・地域内の仕事は家族や村人総出で助け合い、農業のみならず商工業に至まで、特定業種に特化した就業形態は存在しなかった。換言すれば皆「百姓」だった訳である。この多就業（多職）の状態は無秩序だった訳ではなく、むしろ、インフォーマルな組織化とよぶべきものであった。

アメリカの農業・農村の近代化の制度的推進役を果たしたのは、農務省の存在、近代科学としての農業諸科学の発達、土地贈与大学と農業普及制度であった。周知の

とおり、一八六二年のモリル法、一九一四年のスマス・レーバー法によって、土地贈与大学、近代農業科学研究所の場としての大学農学部、近代技術の普及制度（協同普及事業）が確立する。農民の伝統知、経験則に依拠してきた「農」の営みが、合理性、生産量・生産性・利潤の最大化、マーケティングという視点に規定された土地・労働・資本・経営の四要素の最適な組み合わせによってのみ成立する「農業」という産業に、世界に先駆けて転換される素地が出来上がった。

この産業化は三つの農業革命によって特徴づけられる。第一は一九〇〇年代初頭のトラクター等農業機械の導入に端を発する機械化革命であり、一九一〇年の全米のトラクター所有率一%未満が四十年後には九割を向う程になる。この間、農業人口の減少と耕地面積の拡大が進行した。第二の化学革命では、戦時中に発達した化学プラントが、戦後、農業用に転用され、化学肥料、農業が広範に発達・普及した。第三のバイオテク革命は一九八〇年代に始まり、現在も進行中である。今日、遺伝子組み換え種子はグローバル多国籍企業の巨大利権の源泉になった。この三革命は、複合経営から単一経営への転換（規模拡大を伴う）と作目ごとの産地形成（地理的集中化）を引き起こした。私たちは、今日、当然のこととして捉えられている「産地」という概念自体が、合理化と

それを後押しした政策の産物だったことに気がつく。

農業生産の現場で起きた産業化は、程なく、流通・小売、飼料、種苗、農業の各産業分野内および分野間のインターネットション（部門内は垂直型、部門間は水平型）、さらには食糧援助、開発援助を通じた産学官のグローバル食糧戦略に接続される。その結果、全農場の最上位にはメガファームが君臨し、伝統的な家族経営農場は映画や小説のなかの存在となった。全農場数の一%強の年間販売額百万ドル超のメガファームは全販売額の四割強を占めている。農業生産地の地理的集中は、カリフォルニア、テキサス、アイオワ、ネブラスカに顕著にみられる。食品加工業、流通業等においても合併吸収が進み、全米の食料品売上の六割強を寡占化する上位十社が占める。遺伝子から排泄に至るフードシステムの寡占化は「回転ドア」と揶揄される官民間の人的往来と癒着による利権構造を生み、グローバル企業の利潤最大化の手段としての金権政治、コーポラティズムが確立される。一方、新自由主義、戦争経済化は進み、貧困層と格差の拡大は止まることを知らない。

「二重運動論」を唱えたハンガリー出身の経済人類学者カール・ポランニー（一九八六〜一九六四）は、市場が際限なく拡大し人間社会を取り込んでいく一方、人間の社会的自己防衛機能によって市場を規制する運動が発生

すると主張する<sup>4</sup>。社会の側からの自己防衛の具体的な露露が、食と農のローカリゼーションである。

#### 4 シビック・アグリカルチャーの態様<sup>5</sup>

一九九〇年代以降、北米では「シビック・アグリカルチャー」と呼ばれる食と農のローカリゼーションが進行している。購入層の中心は意識の高い「カルチュラル・クリエイティブス」(高学歴・白人・女性・リベラル、全米の消費者の約四分の一<sup>6</sup>)であるが、低所得層への食料供給やコミュニティ・キッチン<sup>7</sup>の事例もあり、消費者個人の食の安心のため(利私)だけでなく、社会性、利他性が強いことが特長である。

シビック・アグリカルチャーの提唱者コーネル大学農学生命科学部教授・故トーマス・ライソンは次のように述べた。「私たちが追求する新しい形の食料生産、加工、流通のあり方は、場所と人々とのはっきりしたつながりを持っている。それらは単に新しい生産技術を束ねたものではなく「市民的」なものである<sup>7</sup>」。

以下で説明するように、シビック・アグリカルチャーの具体的な取組みは、一見、日本でもみられる直売所、ファーマーズ・マーケット等に酷似しており、それ自体は特段に目新しいものではない。シビック・アグリカルチャーの新しいさについては、次項以降でみるとして、取

組みの態様を紹介する。

#### (1) 地域支援型農業

地域支援型農業 (Community-Supported Agriculture, CSA) は、農家に資金・労力を自ら提供し、積極的に関わりを持つとする地域の消費者(会員)との地産地消型の提携活動である。一九九〇年代以降、大都市近郊に展開し始めたCSAは現在では、北米に一万数千農場が展開するようになり、決してマイナーな存在とはいえなくなってきた。多くは、主要八野菜(トウモロコシ、レタス、ニンジン、トマト、インゲンマメ、ブロッコリー、タマネギ、ジャガイモ)を作目とするが、果物、花き、畜産・酪農、葉草の生産を行うものもある。一般に、会員は農家に営農資金に相当する金額を作付けシーズン前に提供する。そして、収穫期に、会員は収穫物を定期的<sup>8</sup>に受け取る。援農体験や消費者との交流イベントも盛んである。かつての日本の産直(産消)提携に似た仕組みだが、日本とアメリカでは絶対的な距離の違いはあるものの、CSAは相対的に近い範囲でこの協働活動が行われる。

大まかにいって、CSAは以下の四つに分類される。

それは、①農家主体型CSA (Farmer-directed CSAs)、消費者主体型CSA (Consumer-directed CSAs)、農家・問連携型CSA (Farmer-coordinated CSAs)、農家・

消費者協同組合 (Farmer-consumer cooperatives) である。紙幅の都合上、詳細な説明は割愛するが、①は最も一般的なC S Aである。②では消費者が作付計画のインシアチブをとる。③と④は規模の大きな形態であり、畜産や酪農はこの形態が多い。

(2) ファーマーズ・マーケット

アメリカにおける伝統的な販路として昔から存在したファーマーズ・マーケットは一九二〇年代以降のスーパーマーケットの発展により、一旦はほとんど消滅に近い状態(一九七〇年代で全米で百か所以下)になった。だが、一九九〇年代以降のローカリゼーションの高まりに応じて、その数は急増し、少々古い数字だが二〇〇二年の時点でも全米で既に三千以上のファーマーズ・マーケットが存在している。これは、国や州政府による政策の結果というよりも、小規模農家や地域在住の工芸家らの協働による営みとして、自生的に展開してきたものである。日本でも、道の駅やJ Aの建物に併設される形でファーマーズ・マーケットが多数存在するが、多くは近代的な鉄筋の建物で、必ずしも「ファーマー」が実際に販売員をしている訳ではない。全米でも有数のイサカ・ファーマーズマーケット(ニューヨーク州)を例にすると、建物は柱にトタン屋根を張っただけの「手造り」で地面は土のままである。営業は春〜秋で冬期は休業、土曜と

日曜の午後だけの営業である。販売員は近隣三〇マイル以内に立地する農家・工芸家自身である。名称は同一でも、背後にある価値観はかなり異なると考えられる(政策の一環か、既存の仕組みへの抗いかという意味で)。

(3) 路面直売所

巨大流通資本が席卷するアメリカにも直売所が存在する。農家が運営する直売所と、別の販売者が運営する直売所が混在する。シビック・アグリカルチャーにおいては、直売所はファーマーズ・マーケットの小型版ということもできる。

(4) レストランが支援する農業

レストラン・料理人と農家の互恵的な関係に立脚する提携形態で、旬や地元の食材にこだわる料理人と味と品質にこだわる農家がマーケティング戦略を共有する。地産地消と旬産旬消を具現する提携形態である。

(5) 市民菜園・都市菜園

大都市内部にある市民菜園、屋上菜園が、都市貧困層への食料供給先として注目されるようになってきた。また、近隣の都市住民同士の交流・協働の場として、コミュニティづくりの場、多文化共生の実践の場という「多面的機能」を有することが確認されるようになってきた。市民菜園・都市菜園については、北米のみならず、西欧、中南米、サブサハラアフリカ等全世界での展開が

みられる。これについては、アーバン・アグリカルチャーとして後段で説明する。

## (6) その他

コミュニティ・キッチン、地元密着型の食品加工業などがこれに該当するが、紙幅の都合上、割愛する。

## 5 シビック・アグリカルチャーの特徴

### (1) 環境と地域社会の持続可能性

シビック・アグリカルチャーは持続可能な農業の概念に大きく重なる。ここでいう持続可能な農業とは「①人間の食料と繊維に関するニーズを満たし、②農業経済を左右する環境の質と自然資源の基盤を向上し、③非再生資源を最も効率的に利用し、かつ資源の生物学的な循環と管理を適切に統合し、④農場経営の経済的自立を持続し、⑤これらにより農民と社会全体の生活の質を高める、こうした項目を満たした地域固有の動植物生産の統合システム」<sup>8</sup>だといえる。すなわち持続可能性とは、「環境的次元だけでなく、経済的次元、社会的次元にまで及ぶ概念である。特に、国家社会の持続可能性ではなく、地域社会レベルあるいは流域社会レベルでの持続可能性が重要となる。

だが、シビック・アグリカルチャーと持続可能な農業とは同義語ではない。前者は、生産↗加工↗販売↗消費

というフードシステムの面だけでなく、次項で述べる「市民性」「民主主義」といった政治的側面も意識した概念である。

### (2) 市民性とは何か

本稿がいう「市民」とは〇〇市の住民、すなわち自治体の住人としての「市民」ではなく、国家や市場から自覚的に自律・自立した存在としての「市民」のことである。したがって、実態的には同一の人々だとしても、概念的には「市民」イコール「国民」ではない。

アメリカという文脈で民主主義の原風景として引き合いに出来るのは、フランスの政治学者アレクシ・ド・トクヴィル（一八〇五～一八五九）がいう「アメリカのデモクラシー」である。ここでは、自律的なコミュニティが人々の生活の基盤であり、そのコミュニティとは、道徳的な個人が水平的かつ有機的に結びついている状態であり場所である。したがって、シビック・アグリカルチャーとは、単なるフードシステム論ではなく、ローカル・フードシステムこそがアメリカの民主主義の基礎要件だと考えるのである。現代におけるトクヴィル派ともいうべき、ロバート・パットナムのソーシヤル・キャピタル（社会関係資本、地域社会内の個人間の信頼・規範・繋がり）の考え<sup>9</sup>は、シビック・アグリカルチャーに非常に親和的である。ただし、ここでの繋がりとは、

日本や非西欧文化における垂直的な関係ではなく、自律した個人間同士の水平的でアソシエーション的な関係を念頭においている。国家や地方行政における「統制」原理、市場経済による「競争」原理のいずれにも埋没しない、自発的かつ相互扶助的な「友愛・共生」原理が人間の営み、社会に埋め込まれた経済の復権にとって必須だと考えられるからである。

日本の村落社会、地域社会はアメリカや西欧のそれとはまったく異なる。それは優劣の問題ではなく、歴史的に異なるのである。では、国家や市場から自覚的に距離を置こうというこの「市民性」という概念は、欧米の専売特許なのだろうか。必ずしもそうとはいえない新しい現象、それが次節で紹介するアーバン・アグリカルチャーである。

## 6 世界各地で展開するアーバン・アグリカルチャー<sup>10)</sup>

Urban agriculture, urban horticulture, city farming, urban permacultureと呼ばれる新しい農の営みが、欧米先進国、開発途上国の双方の大都市の内部で広まっている。直訳すれば「都市農業」だが、都市計画区域内の生産緑地や都市部の市民菜園を想起させるこの日本語は、世界各地で現在進行中の現象を正しく表現できな

い。あえて、アーバン・アグリカルチャーと表記する。アーバン・アグリカルチャーの担い手はいわゆる農家ではない。普通の都市住民であり、そこには貧困層の人々も含まれている。趣味の菜園でもない。人々の生存戦略であり、安全安心な食料を可能な限り自分の手で自給しようというグローバル・フードシステムとその軍門に下った金権国家に対する抗いでもある。具体的には、市民が道路や線路際、自治体・企業の空地、建物の屋上、ビルの中（垂直農場）、自宅の庭などを活用して、野菜や小家畜などの「農業」を行う活動をさす。もちろん、なかには非合法的な活動も含まれているだろう。

アフリカでは二〇〇八年の食料危機（原油価格の高騰、新興国の肉消費の急増等に起因する食料価格の高騰）以来増加しており、例えば、セネガルの首都ダカール市では七千五百世帯が、マラウイでは都市住民七〇万人が農業に従事している。ザンビアの都市低所得層には、年間農産物販売額二三〇米ドルを実現する者がいる<sup>11)</sup>。

経済封鎖が続くなか、ソ連崩壊後、主要な貿易パートナーを失ったキューバで、都市有機農業が世界に先駆けて発展したことはよく知られている。一方、欧米先進国では、アメリカの縮退都市デトロイトで始まった都市農業、『都市を耕す (Edible City)』という映画にもなったサンフランシスコでの取組み、バンクーバーやトロント

トなどカナダの大都市圏でみられるスモール農法 (Small Plot Intensive Farming) や地域レベルでのフードバンク活動などが報告されている<sup>12</sup>。イギリスのマンチェスター近郊の小都市トッドモーデンでは女性市民の活動から始まったアーバン・アグリカルチャーが市内食料完全自給政策を掲げるまでの根付きをみせている。

以上、アーバン・アグリカルチャーは、食料価格の高騰により低所得層が食料を購入できなくなったことへの自衛手段として、安全安心な食料を確実な方法で調達する手段 (究極の地産地消) として、空洞化した都市中心部の活性化と土地の有効利用策として、コミュニティづくりの新しいあり方 (貧しい人々への食料供給、非行少年の就労の場、農作業を通じた多民族間の交流など) として、新しい形態のソーシャル・ビジネスとして等々、自給的なものから販売を行うものまで多様な展開がみられる。「生存戦略」「抗い」「新ビジネス」など、アーバン・アグリカルチャーを語るキーワードは多義的である。

開発途上国、欧米先進国、社会主義国という政治経済的文脈が異なるアーバン・アグリカルチャーを完全に同一視する訳にはいかない。一般に、途上国にはインフォーマル経済セクターの余地が多く存在し、政策的なセイフティネットが不十分 (構造調整政策によって破壊され

たという面もある) であっても、草の根コミュニティレベルでのレジリエンス (復元力、耐久力) は決して低くない。一方、欧米先進国社会においても、貧富の差の拡大は深刻で、貧困はアフリカ途上国の専売特許ではなくなっている。こうしたなか、新しいインフォーマル経済、連帯経済の芽がアーバン・アグリカルチャーとして「発芽」してきている。『シティ・ファーマー』の著者、コックラルーキングは次のように述べている。「空想的すぎるかもしれないが、かつて小規模農家が担っていた役割を、今では都市農業や家庭菜園が引き継ぎつつあるように思える<sup>13</sup>」。

## 7 むすびー農業から「農」へ

シビック・アグリカルチャー、アーバン・アグリカルチャーにみる食と農のローカゼーションはグローバル資本主義に対する普通の人々の対抗的实践である。それは農政論やフードシステム論の範疇をはるかに超えて、政治とは何か、公共性とは何か、市民とは誰かを私たちに問う。

一九八〇年代初頭、あるNGOが南部メキシコのUCIRIコーヒー生産者組合を訪問し「どんな支援が必要か」と訪ねた。一日一ドルにも満たない生活水準にあった先住民の小農たちは「援助はいらない、我々は物乞

いではない」と答えた。国際フェアトレード認証ラベルはこのやりとりから始まった<sup>14</sup>。現在、同組合のスローガンは「我々は抗議し続けるが、同時に、提案し続ける」である<sup>15</sup>。ラテンアメリカの貧農の提案から始まったフェアトレード、欧米のみならず、アフリカの農村や都市の普通の人々（＝貧困層）の生存戦略であり「代案」でもあるアーバン・アグリカルチャー、そして、金権政治に乗っ取られた感のある「格差大国」アメリカの消費者と小規模生産者との連帯ともいえるシビック・アグリカルチャー。もはや、食料生産は農家の専売特許ではない。まして、グローバル企業の専有物ではない。「代案」とは、自らの行動によって、食と農を地域に取り戻すこと（オカシラ）に他ならない。農業でなく「農」への回帰である。

翻って、今般のＴＰＰをめぐる某与党の明白な「裏切り」を事実上容認してきた感がある日本の「農業者」諸団体の有様は何だろうか。代案も示さず、シールズのような体を張った抗議もしない。もし、彼らの一部がローカル・アベノミクスあるいは政府のＴＰＰ対策費なるものの配分の皮算用をしていたとすれば、ラテンアメリカ、アフリカの農民と一般大衆は、そういう行為を「物乞い」と呼ぶだろう。そこに、誇りと尊厳はあるのか。こういう見方もあるかもしれない。上記で述べた国々は、食と生存という次元において「人間の安全保障」が

崩壊し、既に一線を超えてしまった。だから、生存戦略としての「代案」が必然的に生まれた。その点、日本はまだまだ恵まれており、健全である、という考えだ。では、一九九〇年代のＵＲ対策費の政策評価は、果たしてどの程度行われ、その結果が現場にどれだけフィードバックされたのか。所詮「金の力」で黙らせる、なだめるための政治的取引に過ぎなかったのではないか。「末期的」と形容せざるを得ない話だが、末期的なのは政治家や役人だけでなく、衆愚化しつつある私たち「大衆」そのものではないか。以上、批判を承知の上での（本稿執筆中の五月時点の）私見である。

筆者はシビック・アグリカルチャーやアーバン・アグリカルチャーが日本に本格的に根付く可能性、広範な社会現象になる可能性については、正直に言って悲観的である。なぜなら、現在の日本社会にそれだけの「民度」が満ちているとは考えられないからである。もちろん、それぞれの現場で問題意識を持って取り組んでいる個人や団体は各地に存在するに違いない。願わくば、上記でみたシビック・アグリカルチャー的な取組みが、国の補助事業の対象として安直に取り込まれることなく、ささやかな歩みとして、廃墟の傍らでひっそりと咲く野花のように、静かにゆっくりと少数の食料市民・市民的農業者の手によって実践されていくことを期待したい。

- 1 北野収 (二〇〇八) 『南部メキシコの内発的發展とNGO』勁草書房、第三章。フェアトレードとローカリゼーションは一見無関係に思える事柄だが、「食料主権」<sup>「フードソブリンティ」</sup>という観点からはきわめて親和的である。食料主権とは「人々が自分たちの食料・農業を定義する権利であり、持続可能な発展を実現するために地域内の農業生産及び貿易をよい状態にすること、どの程度の自律を保つかを決定すること」、市場に生産物を投入することを制限すること」(西川芳昭 (二〇一三)「カナダにおける食料主権運動から学ぶ社会の持続可能性を作る仕組み」伊佐淳ほか編『市民参加のまちづくり【グローカル編】』創成社)であり、国際農民運動のスローガンでもある。
- 2 Lyson, Thomas A.(2004) *CIVIC AGRICULTURE: Reconnecting Farm, Food, and Community*, Tufts University Press. 北野収訳 (二〇一) 『シビックアグリカルチャー…食と農を地域にとりもどす』農林統計出版。i. ページ。
- 3 Lyson 前掲書、第二章。
- 4 内山哲朗 (二〇〇五) 『ボランニ어의「生の充足」論』原田博夫編『人と時代と経済学』専修大学出版局、一七九〜二四五ページ。
- 5 Lyson 前掲書、第五章、第六章、解説。
- 6 Ray, P.H. and S.R. Anderson (2001) *Cultural Creatives*, Broadway Book.
- 7 Lyson 前掲書、ii ページ。
- 8 Food, Agriculture, Conservation, and Trade Act of 1990 (FACTA), Public Law 101-624, Title XVI, Subtitle A, Section 1603 Washington D. C.: Government Printing Office, 1990。(訳注: 日本語訳は、矢口克也「社会を支える「持続可能な農業」の展開」『持続可能な社会の構築—総合調査報告書』国立国会図書館調査及び立法考査局、一四五〜一五八ページ、二〇〇九年の一五一ページから再引用。)
- 9 Putnum, R. D. (1992) *Making Democracy Work*, Princeton University Press. 河田潤一訳 (二〇〇一) 『哲学する民主主義』NET出版。
- 10 アーバン・アグリカルチャーに関する文献は少なくない。以下は例である。工藤律子 (二〇一六) 『ルポ 雇用なしで生きる…スペイン発「もうひとつの生き方」への挑戦』岩波書店、二村太郎 (二〇一五) 「人口減少下のデトロイトにおける都市農業の発展とその課題」『同志社アメリカ研究』(五一) 四七〜六五ページ、ジェニファー・コックラルーキング (二〇一四) 『シティアーマー…世界の都市で始まる食料自給革命』白水社、P. Warhurst and

- J. Dobson (2014) *Incredible! Plant Veg. Grow a R evolution*, Matador. 矢作弘 (二〇一四) 「緑のデトロイト」として再生を目指す…都市農／農業の展開」『地域開発』(五六九) 三五～三九ページ、吉田太郎 (二〇〇二) 『二〇〇万都市が有機野菜で自給できるわけ…都市農業大国キユーバ・リポート』築地書館など。
- 11 FAO (2012) *Growing Greener Cities in Africa*, FAO Programme for Urban and Peri-Urban Horticulture.
- 12 コックラールIIキング (前掲書)、第九章、第十章。
- 13 コックラールIIキング (前掲書)、二八八ページ。
- 14 北野収 (前掲書)、九九ページ。語句一部修正。
- 15 Van der Hoff, F. B. (2008) *MANIFESTO OF THE POOR: Solutions Come from Below*, Permanent Publications. 北野収訳 (二〇一六) 『貧しい人々のマニフェスト：フェアトレードの思想』創成社。

# 農業の新たな可能性

## —農業の枠を広げることの意義

近畿大学農学部教授 池上 甲一

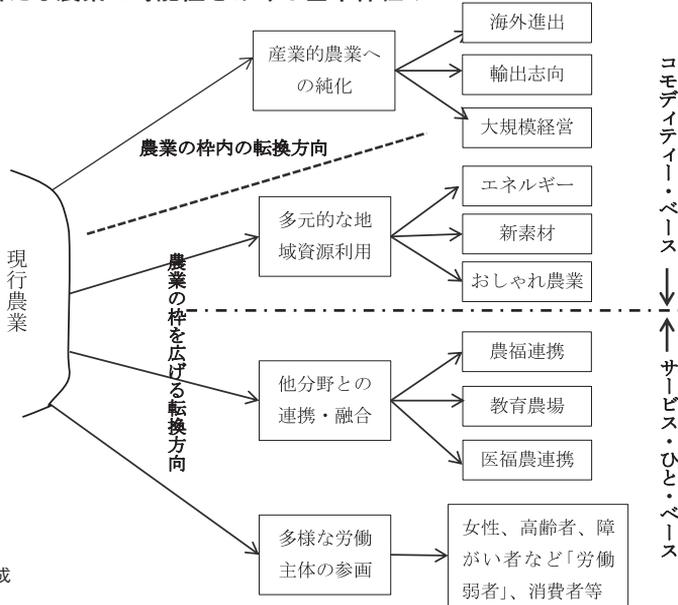
### 1 農業の「新しいかたち」と「新しい農業」のかたち

本稿に与えられた課題は、農業の新たな可能性を総論的に論じることである。こうした課題が設定された背景にはいうまでもなく、日本の農業・農村が大きな構造変動の渦中にあるという問題意識があるからだろう。本稿では農業の新たな可能性を、農業の「新しいかたち」と「新しい農業」のかたちとに分けて考えてみたい。前者は農業の枠内で変革を進めるということであり、後者は農業のかたちそのものを変えていくことを意味している。この二つは同じようにみえるかもしれないが、実は違う位相にあるということを強調しておきたい。その違いはとても重要で、日本の農業・農村の目指す方向性にも大きく影響するのではないかと考えている。

図1に、農業の新たな可能性をめぐる想定できるシナリオを描いてみた。大きくは農業の枠内での新しい可能性を追求する方向と、農業の枠を超えたり拡大したりする方向に分かれる(図中の破線)。また財の生産(コモディティ・ベース)とサービスの提供(サービス・ひと・ベース)のどちらに力点を置くのかによっても方向は異なってくる(図中の一点鎖線)。

T P Pの包括合意をきっかけに始まった農業対策は、農産物輸出の大幅増を支柱のひとつにする「攻めの農業」を合言葉としている。それがどこまで実現可能性があるのかについては慎重に考える方がよさそうだが、「いけいけどんどん」とでもいうべき威勢のよさには確かに従来の日本農業には見られなかった農業の「新しいかたち」が認められる! 大規模経営体を優先的に育成し、価格競争力を強化しようという構造改革路線も同様な視

図1 新たな農業の可能性をめぐる基本枠組み



注) 筆者作成

角に基づく農業の「新しいかたち」だといえよう。こうした方向性は基本的に食べ物ではなく、商品としてのコモディティ生産に特化し、効率性の向上に判断基準を置いている。だから、農産物生産という点では旧来の農業と同じ枠内にある。異なるのは多種多様で小規模の家族経営ではなく、企業の経営体が生産の担い手として想定されていることである。株式会社ということでもなれば、利益の追求が最優先されることになり、今まで以上に儲かる作物への特化・集中（あるいはより利益性の大きい用途への農地転用）が進むだろう。資本の回転率を上げるためには、一年に一回しか収穫できないコメよりも数回販売できる施設での葉物野菜のほうが合理的である。このような方向での農業の「新しいかたち」では、儲かるコモディティだけを目指し、国民の基礎的な食料需要にこたえられないばかりか、農村という地域社会や環境、生態系との関係といった領域は優先順位が低くならざるを得ない。また、労働主体はバリバリのプロ農民が少数いけば十分ということになる。

とすれば、たくさんの小規模家族経営や年齢のいった人たちを包み込めるような農業のかたちがやはり必要になる。おそらく、それは労働弱者と捉えられているさまざまな主体も関与しえるようなものになるだろう。こうした農業のかたちは、従来の農業のかたちの延長線上に

はないし、上述のような農業の「新しいかたち」では原理的に無理だろう。各種の直接支払いのような政策的支援も考えられるが、それだけでは財政的都合に左右されかねない。だからやはり、旧来の農業の枠を広げ、経済的にも成り立つような「新しい農業」のかたちを意欲的に作り出すことが求められる。ここでは、大きく儲けることはできなくても、仕事として成り立つような小さな「農業」の集合体がさまざまに育っていく。

その際の視点として、まずは農業の枠を超えるような財やサービスの提供の可能性が探求されるべきだろうし、次にそうした財・サービスの提供を行う主体の問題として設定することが肝要である。最後にその両者を組み合わせること、すなわち多様な労働主体による農業の枠の拡大が追求目標となる。

新しい財やサービスの例として、思いつくところをあげればエネルギー（電力、熱、燃料）、生分解性などの新素材用材料、化粧水や香り関連植物の生産などの「おしゃれ」農業（以上はコモディティ・ベース）、農福連携、教育農場、園芸福祉・園芸療法、医福農連携（これはサービス・ひと・ベース）などが考えられる。これらの取組は、まだ萌芽的な段階にあるものから、ある程度の広がりを見せ始めているものまで幅がある。だがいずれにしても、総体的には個別の取組にとどまっており、若干

の例を除くと面的な広がりを見せるには至っていない。

そのためか、こうした動きは過小評価されるか、あるいは個別に分析されるだけで、それらを全体的にまとめ、農業の枠を広げる転換（枠組み拡大）としてとらえる見解は皆無である。こうした動きを一体的、総合的に捉えると、大きな可能性を見出すことができるのではないか。これが本稿の趣旨である。本稿では、とくに農業の幅を広げる可能性の大きい領域として、医福農連携を概括的に取り上げながら、これらを新しい農業のかたちとして全体的な動きの中に位置づける必要性を指摘し、その課題と可能性について述べたあと、「新しい農業」のかたちが含む意義について論じたい。

本号の以下の論考では、ここでいう「新しい農業」のかたちを、多様な主体の労働参画という視点から具体的に論じている。すなわち、高齢者や女性はもとより、いろいろ障がいを持つ人たち、社会的につながりを作りにくい人たちなどいわゆる労働弱者としてくくられてきた人たち、さらには消費者にまでおよぶ多様な属性の人たちが、それぞれの属性が持つ枠を超えて農業に従事、関与し始めているのである。ここでは、それを多様な主体の労働参画と呼んでいる。

## 2 医福農連携が求められる社会的背景

かねてから農業には治療力や福祉力があると指摘されてきた<sup>3</sup>（松尾一九九八、池上二〇〇一）。ここでは、こうした治療力や福祉力を便宜的に農的価値と呼んでおこう<sup>4</sup>。筆者は、その地域的な実践として長野県臼田地方の農村医療運動、有機農業運動、家庭系生ごみのコンポスト化に注目し、これらの経験の上に形成された地域的特質をアグロ・メディコ・ポリスとして捉えた。二〇一〇年代に入ってから、農的価値についての理解が急速に広がり、政策的にも「医福農連携」の推進が掲げられるようになった。これに伴い、細々と行われてきた園芸療法や森林療法などにも関心が高まりつつある。他方、医療や福祉の側からも、農業の持つ治療力や福祉力を基盤とする地域医療や地域福祉への関心が増し、医療や福祉の現場に農業を取り入れようとする試みが始まっている。精神的側面を重視する世界保健機関（WHO）の健康概念や緩和ケアの概念的拡張もこうした動きと重なっているといつてよい。

農業と医療・福祉は、ともに人間の身体・生活の形成に深く関わる。だから、両分野が有機的に連携することは、今後の社会にとって重要な意味を持つ。にもかかわらず、これまでの医福農連携に関する研究は限定的かつ散発的であるとともに、エビデンスに基づく体系化の努力を欠いてきた。

農的価値に関する社会科学的なアプローチについては研究が始まったばかりであり、医療・福祉分野と連携した実証的研究は皆無に等しい。障がい者雇用についてはだんだんと研究が蓄積されつつある<sup>5</sup>が、まだ事例的考察にとどまっている。筆者は上述のように、アグロ・メディコ・ポリス構想によってウエルビーイング（人間としてよくあること）の確保・向上に向けた農的価値を理論的に探求したが<sup>6</sup>、自然科学の研究者と協力した農的価値の実証的な分析にまで踏み込むことはできなかった。このために、農的価値を内部経済化するための実証的な根拠と具体的な提案を欠いていた。

他方、医療や福祉の分野においても、地域における医福農連携を求める動きが登場しつつある。その典型が地域医療や地域包括ケアなどの医療ローカリズムである。この背景には、高齢化の進行による治療拠点へのアクセス不良（「医療難民」）に加え、価値観の多様化が施設や機械に依存する医療や福祉を見直したり、ターミナル・ケアや緩和ケアのあり方を再考したりする動き（「医療の主体化」）が強まっていることがある。これらの問題を解決する方法として、患者・家族の意向を重視する医療自治、在宅医療、コミュニティと連携する地域包括ケアや健康管理などの領域・動きが登場してきている。

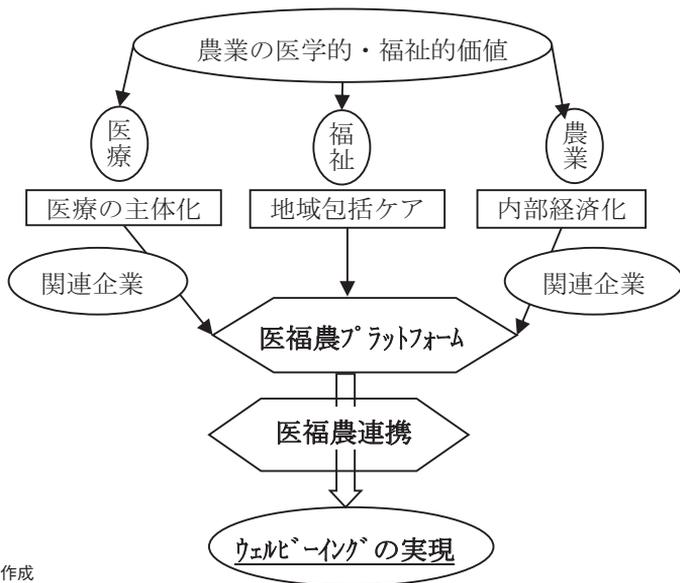
こうした背景を踏まえて、筆者は二〇一五年一〇月に

医福農連携研究会（通称、アグリ・ウェルビーイング研究会）を立ち上げた。メンバーは農学関係者（農学部、地域系学部など）、医学関係者（医学部、病院）、福祉施設、企業（ヤンマー株式会社研究開発ユニット・バイオノベーションセンターなど）、農業法人など多岐にわたっている。目的は、医福農連携を、とりわけ農村における地域産業として確立するための具体像の提示、諸課題の析出、成立条件の検討にある。これらの課題をきちんとクリアーしていくためには、社会科学だけではなく医学や福祉学（大学、病院、福祉施設）との協力が不可欠であるし、また施設や機械を利用することも想定されるので関連企業の知やノウハウを借りる必要がある。さらに、医福農連携を地域産業に落とし込むためには、農業・農村側からの関与・評価が必須となるので、研究会には農業法人にも参加をお願いしている。こうした多様な主体が集まれるようなプラットフォームを作り、医福農連携による農業の幅を広げて地域産業の一翼を担うとともに、とくに高齢社会におけるウェルビーイングの向上を目指したいと考えている（図2）。

### 3 緩和ケアと農的価値

農的価値は農業の本質と関連している。だから、どちらかというと理念的に取り扱われる傾向が強かった。そ

図2 医福農連携によるウェルビーイングの向上



注）筆者作成

の一方で、実践の場面では「引きこもり気味の子どもが農業で活発になった」とか「年寄りが野菜の栽培をしたから生き生きとしてきた」というような体験談が語られてきた。しかし残念なことに、自然科学的なエビデンスはいまのところほとんど蓄積されていない。

だが、このことは医福農連携に将来的な可能性がないことを示しているわけではない。きちんとした効果が実証できれば、可能性は大きく広がっていく。たとえば、二〇一五年一二月に義務づけられることが決まったストレス・チェック制度に対応して、産業医との連携のもとにストレス軽減処方に関わり込むことも可能になるのではないか。前述の医福農連携研究会で注目しているのは、緩和ケア、あるいはホスピスにおける農的価値の実現である。

同研究会での報告によれば、緩和ケアは一般にがんの終末期やホスピスでの末期ケアと理解されているが、現在ではがん以外の患者に対しても、より早い段階から、より幅広い領域での苦痛（ペイン）や悲嘆（グリーフ）を和らげる方向に向かっていく。緩和ケアの目的は苦痛や悲嘆を和らげることであり、対象には患者個人だけでなく家族も含まれる。WHOの定義でも、身体的、心理社会的、スピリチュアルな側面から問題を適切に特定・評価・対応することによって患者と家族のQOL

（生活の質）を改善する取り組みとされている。

それでは、生命の危機にさらされている患者や患者を取り巻く家族たちの苦痛や悲嘆はどのようにして軽減できるのか。苦痛や悲嘆は身体的な苦痛、機能の不具合、倦怠感から始まって、治療費をめぐる経済的不安、世話をしてもらうことへの負い目、社会から切り離されていく断絶感、居場所の喪失による孤立感にまで広範にわたる。その対処法は個別の事情に応じて異なるだろうし、家庭的、社会的、経済的、心理的背景に踏み込んだ専門的なケアが求められるだろう。とはいえ、緩和ケアによって、QOLを高めるといふ考え方は身体的な治療だけではなく、その人の状態にふさわしい、「よくあること」を指すというウェルビーイングの考え方とまさに重なり合っている。

医福農連携研究会の成果として、何らかの農作業によってストレス軽減や不安抑制の効果があることを医学的に実証できれば、こうしたアグリ・セラピー的な取り組みを緩和ケアやホスピスのメニューに関わり込むことが可能になるかもしれない。作物、作型、色彩や香、作業環境など考慮すべき要因は多岐にわたるが、まずはこうした医療現場でも耐えうるような評価指標の開発と解析を蓄積していく地道な作業から始めなければならない。そうしなければ福祉現場へと可能性がさらに広がっていくと推

測される。

#### 4 求められる農業の再定義

農業の究極的な目的はなんだろうか。それは人びとの福祉水準を高めることだと、筆者は考えている。それも、モノに関連づけられた厚生としてのウェルフェアではなく、人としてよくあることというウェルビーイングとしての福祉である。というのは、農業は第一に生命の再生産を保障し、第二に物的な側面における生活の豊かさにご貢献し、第三に農由来の文化や精神世界の安定による人生の充実を生み出すという複層的な機能を果たしているからである。こうした機能を提供する代わりに、農民たちは生計を立てるだけの経済的対価を手に入れてきた。だが、とりわけ新自由主義的な思潮の下では生計を立てるだけではなく、私経済的、国民経済的な利潤拡大へと農業の機能が単純化されていく。その結果、人間が生きていくうえで基本中の基本であり、その重要性はいくら強調しても強調し過ぎることのない食べ物が利益を生むコモディティとしての食品に変わり、経済的価値だけではなく、安全性や信頼性という食べ物の基本的条件がないがしろにされるようになっただけでなく、それが「付加価値」として市場化されるという本末転倒の事態が常態

化する世界が生まれてしまった。

経済的価値志向の肥大は生命・生活・人生という農業の重層構造を解体し、この重層的な農業像を「儲かる農業だけが農業」だという認識に置き換えてしまった。ここに、大きな利益に結びつきにくい農業は維持しにくくなった理由がある。しかし、ここまで述べてきたような医福農連携を典型例とする「新しい農業」のかたちの胎動とそれへの期待の高まりは、変質してしまった農業像を再定義しなおすチャンスを与えてくれる。そこに、競争力主義とは違う社会発展の方向性を見出すことができるように思う。

生産性に基づく競争力強化を金科玉条とする農業の「新しいかたち」に向かう方向があってもよいが、それは楽しみや安らぎ、多くの人の居場所といった、人間らしい世界とは異なっている。後者の世界は多様性、関係性、ネットワーク、循環性、持続性、文化性といったキーワードで特徴づけることができる。メインストリームとは異なる「もうひとつの道」としての「新しい農業」であればこそ、さまざまな属性を持つ労働主体が関与することができるとは。それは、ディーセント・ワークに裏付けられた本当の意味での「総活躍社会」の出発点である。医福農連携の農業の「労働生産性」は決して高くないだろうし、高くすることを求めもしないだろう。しかし、地域

に人を残す、地域の存続を支えるダイナミズムという面ではたいへん大きな効果を生み出すことは間違いない。

りたい。

1 農産物輸出については、明治維新以降の日本の近代化を支えた養蚕（生糸輸出）や紅茶輸出の帰趨について振り返ってみることも意味があるように思われる。

2 六次産業化として捉える見方はあるが、それは実質的には加工や飲食・観光との兼業であり、「六次産業」という新しい枠を生み出そうというわけではなさそうである。

3 松尾英輔、一九九八、『園芸療法を探る』グリーン情報、池上甲一、二〇〇一、「アグロ・メディコ・ポリスを構想する」『文化連情報』No.二七九。

4 もちろん、農的価値は治癒力や福祉力に限定されるわけではなく、もっと幅広い内容を含んでいる。しかし、治癒力や福祉力は農的価値の重要な構成要素であるといってよいだろう。

5 池上甲一、二〇一三、『農の福祉力—アグリ・メディコ・ポリスの挑戦』農山漁村文化協会。

6 秋山美紀、二〇一三、『コミュニティヘルスのある社会へ』岩波書店。

7 大澤史伸、二〇一〇、『農業分野における知的障害者の雇用促進システムの構築と実践』みらい、濱田健司、二〇一五、『農副連携の「里マチ」づくり』鹿島出版会などを参照。

8 ウェルビーイングの詳細な検討については前掲注5を参照さ

# 直売所の切り花の売り切れ・売れ残りなどに対応する

## 新技術の二通りでの活用法

農研機構北海道農業研究センター水田作研究領域 吉田 晋一

### 直売所切り花の需給ミスマッチと新技術

近年、直売所の増加にともない、直売所での切り花の販売が伸びている。平成二四年度六次産業化総合調査によれば、全国に約二四〇〇〇の直売所があり、年間約八四〇〇億円を売り上げている。このうち約一割の約七七〇億円は花きが占める。直売所で購入された切り花は、神仏に供える供花やホームユース向けに利用されることが多い。一方で、直売所で切り花は、需要がお盆やお彼岸などの物日や来店者の多い休日に集中するため、需給ミスマッチ（具体的には、売り切れや売れ残り）が生じやすい傾向にある。

こうした需給ミスマッチを改善するため、①需要量や

②開花日を予測した上で、③蕾の状態で一斉収穫して、④小部屋（開花室）で、⑤水に糖や抗菌剤などを加えた開花液を吸収させながら、⑥室温の調節によって開花調節する一連の六つの技術が開発された（図1）。これは「需要量予測ソフトウェア」や「開花日予測ソフトウェア」の開発と、従来と遜色のない品質（日持ちなど）を確保するための「蓄収穫の時期」「開花液組成」「開花室環境」「室温と開花日数の関係」の解明により成り立っている。これらの新技術は、直売所に出荷する切り花の生産者を想定して、開花室の室温調節に家庭用エアコンを用いるなど簡易な設備で、物日や休日に合わせる日単位の高精度な開花調節をできるように開発された。

しかし、生産者が六つの新技術を同時に導入すること

は難しい場合がある。また、直売所に出荷する生産者の状況や技術ニーズは多様で、各新技術も多様な応用の可能性があった。

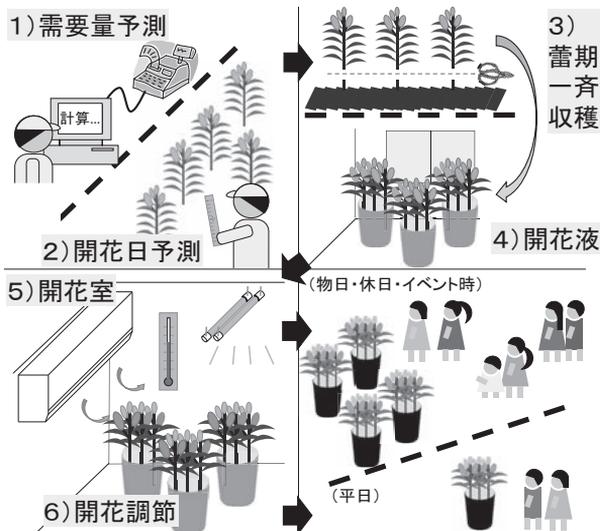


図1 6つの新技術（活用法a）

注：「a」は、新技術6つ全てを常時用いて需要に合った出荷を行い、売り切れや売れ残りを削減する活用法である。

表1 各活用法で用いる新技術

12通りの活用法 (略称)		需要量 予測	開花日 予測	蕾期一斉 収穫	開花液	開花室	開花 調節
生産者向け	a (需給調整)	○	○	○	○	○	◎
	b (特定日開花)		○	○	○	○	◎
	c (ズレ調整)		△	○	○	○	○
	d (時期拡大)			○	○	○	○
	e (悪天候回避)			○	○	○	
	f (作業調整)		△	○	○	○	
	g (ほ場片付け)			△	○	○	
	h (出荷先検討)		○				
直売所向け	i (商品確保)		○		○	○	◎
	j (技術実演)				○	○	△
	k (需給予測)	○	○				
	l (需要予測)	○					

注：「○」は必要、「◎」は特に重要、「△」は場合によっては有効な技術であることを示す。

## 一二通りの活用法

そこで、「誰が」「いつ」「何のために」「何を（どう技術を組み合わせて）使うか」について、想定されるいくつかの状況において、それぞれ適切なものを活用法として整理した。活用法は一二通りあり、それぞれ用いる技術などが異なっている（表1）。対象品目はユリ、小ギク、トルコギキョウ、ナデシコ、バラであるが、一部の活用法は一部の品目に対応していない（表2）。

生産者向けの活用法は以下の八つである。

- a、常に需要量予測して開花調節し出荷（図1）
- b、物日など特定日に開花調節して出荷
- c、異常気象などによる開花時期のズレを調整し出荷
- d、開花調節などにより出荷時期を拡大
- e、開花室により悪天候を回避
- f、一斉収穫により収穫・調製作業を効率化や調整
- g、一斉収穫により次作のため早期には場を片付け
- h、開花日予測して出荷先を検討
- 直売所向けの活用法は以下の四つである。
- i、蕾で集荷して直売所が開花調節して物日などに商品
- を確保

j、技術を実演して導入を推奨

k、需要と供給（開花）の両方を予測して出荷要請や販

表2 活用法の各切り花への対応状況

12通りの活用法 (略称)		対応している品目	対応しているが 手間がかかる品目
生産者向け	a (需給調整)	ユリ	小ギク、ナデシコ
	b (特定日開花)	ユリ	小ギク、ナデシコ
	c (ズレ調整)	ユリ、小ギク、ナデシコ	トルコギキョウ
	d (時期拡大)	ユリ、小ギク、トルコギキョウ、ナデシコ	
	e (悪天候回避)	ユリ、小ギク、ナデシコ	
	f (作業調整)	全5品目	
	g (ほ場片付け)	ユリ、小ギク、トルコギキョウ、ナデシコ	
	h (出荷先検討)	ユリ	小ギク、ナデシコ
直売所向け	i (商品確保)	ユリ	小ギク、ナデシコ
	j (技術実演)	全5品目	
	k (需給予測)	ユリ	小ギク、ナデシコ
	l (需要予測)	全5品目	

## 売促進

1、需要のみを予測して出荷量の目標を提示

一二通りの活用法は、様々な直売所の切り花の課題や改善方向に対応している。

直売所の切り花の課題のうち、需要が物日などに集中することに対しては活用法 a、b、i、j、k、l が有効である。出荷時期が集中することに対しては活用法 a、d、h、j、k が有効である。栽培が露地など簡素であることに對しては活用法 c、d、e が有効である。生産が多品目であることに對しては活用法 f、g が有効である。

直売所の切り花の改善方向について、売上を増やしたい場合には活用法 a、b、c、d、h、i、j、k、l が有効である。ロスを減らしたい場合には活用法 a、b、c、d、e、g、h、i、k が有効である。悪天候や異常気象などの危機を脱するために活用法 c、e が有効な場合がある。効率を上げるには活用法 f、g が有効な場合がある。

## 作成したパンフレットの特徴

ここまで紹介してきた六つの新技術と一二通りの活用法に加え、二つの利用事例、活用法選びの参考情報を紹介・解説したパンフレットを作成した。

パンフレットでは、活用法については一二通りそれぞれに、狙いと概要、主な対象経営、費用や効果の目安、注意点を解説している。利用事例については、いずれもユリで、活用法 b、c を改良・応用した事例と活用法 d、e を改良・応用した事例を紹介している。活用法選びの参考情報については、一二通りの中から適切な活用法を選択するためのチャートと一覧表を収録している。このチャートを利用すれば直売所・生産者の①状況や②課題と③改善方向、④導入のきっかけなどから活用法を選択できる。また、①費用や難易度などの目安と準備物、②活用法に取り組んでメリットの出る最低限の規模と効果の目安、③用いる技術の組み合わせなどの一覧表を収録しており、活用法を比較できる。

パンフレットの主な利用者としては、全国の対象品目が直売所出荷される地域の普及指導機関などを想定している。利用者は、直売所の切り花の様々な問題と、直売所や生産者の状況にあわせて、活用法を一二通りのなかから選択、さらには改良・応用できる。

なお、紹介したパンフレットは、農研機構「経営管理システム（本年度内に「マネジメント技術」に名称変更予定）のWEBサイト内の (<http://mnp.dc.affrc.go.jp/>) からダウンロードできるので、ご利用いただければ幸いです。

## 編集後記

自公与党「大勝」で終わった参議院選挙。安倍首相は満面の笑みを浮かべていたが、それにしても盛り上がりがない選挙だった。いや、もしかして「盛り上げさせない」選挙だったのか。

野党が苦戦する中、北海道、東北などでは野党候補が勝利。これは、TPP交渉に関する政府・与党の「裏切り」への反旗であろう。沖縄では現職閣僚が落選し、自民党の選挙区選出衆参議員が一人もいなくなった。基地問題をめぐり、県民が政府に明確な「NO」の意思を突きつけたものだ。こんなことが全国で起こったらたまらない、と当然、与党は考える。アベノミクスもメッキがはげかかっているし、選挙戦が盛り上がりつつ政策論議が連日続いたら困ってしまう。

さて、国民にとってはマスコミ報道が投票行為に大きな影響を与えるが、毎日新聞（七月一二日）によると、参院選関連情報の、NHKを含む在京地上波テレビ六局の参院選関連の放送時間が、前回二〇一三年より三割近く減ったとのこと。一方で、東京都知事選やバン格拉デシュ人質テロ事件は連日大きく報道された。人質テロ事件を小さく報道せよと言うつもりはないが、この間のマスコミ報道には違和感をもつ。意図して、今回の参院選

に対し「静かにしている」ように感じるのだ。

今年二月の国会。高市早苗総務大臣は、放送局が公平性を欠く放送を繰り返したと判断した場合、放送法四条違反を理由に、電波法に基づいて電波停止を命じる可能性について言及した。そして、誰が判断するのかについては、「総務大臣が最終的に判断をするということになると存じます」と答弁した。

報道各社は、この大臣発言におじけづいたのか。報道現場で「自主規制」「忖度」「萎縮」が広がっているのだろうか。

ところで、日本新聞協会は一九六六年、「選挙の公正を確保する趣旨から、ややもすれば積極性を欠いた報道、評論を行ってきたとする批判があった」として統一見解を発表した。この見解では「報道、評論により、結果として特定の政党や候補者にたまたま利益をもたらしたとしても、それは公選法第一四八条という自由の範囲内に属するもので、別に問題はない」としている。公共放送にあずかる放送局も、「放送による表現の自由を確保すること」「放送が健全な民主主義の発達に資するようにつとめること」をうたった放送法第一条の精神を踏まえ、報道してほしいものだ。

一方で、憲法改正議論が現実味を帯びる中、主権者たる国民自身も問われていることを自覚すべきだ。（花村）